

令和 7 年第 1 回五城目町議会定例会議事日程 [第 3 号]

令和 7 年 3 月 12 日 (水) 午前 10 時 00 分開議

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程

日程第 1 一般質問 (4 名)

日程第 2 議案第 4 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 3 議案第 5 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 4 議案第 6 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 5 議案第 7 号 工事請負変更契約の締結について

・令和 5 年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事 (橋台撤去、  
新設工事)

日程第 6 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について

・令和 5 年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事 (上部工)

日程第 7 議案第 9 号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例制定について

日程第 8 議案第 10 号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者  
の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の  
一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に關  
する条例制定について

日程第 9 議案第 11 号 五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例  
等の一部を改正する条例制定について

日程第 10 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

日程第 11 議案第 13 号 五城目町寿条例の一部を改正する条例制定について

日程第 12 議案第 14 号 五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改  
正する条例制定について

日程第 13 議案第 15 号 五城目町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に關  
する条例制定について

- 日程第14 議案第16号 五城目町放課後児童健全育成事業による費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第17号 町道の路線認定について
- 日程第16 議案第18号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて  
・令和6年度五城目町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第19号 令和6年度五城目町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第18 議案第20号 令和6年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第21号 令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第22号 令和6年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第23号 令和6年度五城目町障害認定事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第24号 令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第25号 令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第26号 令和7年度五城目町一般会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和7年度五城目町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 令和7年度五城目町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第30号 令和7年度五城目町障害認定事業特別会計予算
- 日程第29 議案第31号 令和7年度五城目町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第32号 令和7年度五城目町下水道事業会計予算

## 令和7年五城目町議会3月定例会会議録

令和7年3月12日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井 和歌子	2番 小玉 正範
3番 伊藤 信子	4番 石川 交三
5番 中村 司	6番 佐沢 由佳子
7番 石川 重光	8番 松浦 真
9番 工藤 政彦	10番 椎名 志保
11番 斎藤 晋	12番 石井 光雅
13番 佐々木 仁茂	14番 館岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川 滋	副町長	澤田石 清樹
教育長	畠澤 政信	まちづくり課長	柴田 浩之
税務課長	鳥井 隆	会計管理者	石井 政幸
議会事務局長	千田 純子	農林振興課長	大石 芳勝
商工振興課長	小玉 洋史	建設課長	猿田 弘巳
学校教育課長	工藤 晴樹	生涯学習課長	越高 博美
住民生活課長	石井 一	健康福祉課長	館岡 裕美
消防長	佐々木 貴仁	総務課課長補佐	小玉 重巖

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田 純子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

本日行う一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、11番斎藤晋議員、1番石井和歌子議員、2番小玉正範議員、3番伊藤信子議員の順序といたします。

11番斎藤晋議員の発言を許します。11番斎藤晋議員

○11番（斎藤晋君） まず、荒川町長、当選おめでとうございます。当選してすぐの3月議会ということで大変だと思いますが、何とか一般質問にお答えいただきたいと思います。

それでは、通告書に入る前にお願いがありまして、荒川町長の公約がいろいろありましたけども、私は町民にやさしい行政、町になってほしいなど、それが一番だと思います。もう町民のために、町民にやさしい行政をしていただきたい。その次に災害に強い町ということで町長がおっしゃった公約の柱にしている、それが来ると思います。その次は、私前々から言っておりますけども、何々をやってほしいということに関して、「できません。」、「金がありません。」というそういう答えが多かった。それから、その前は「検討します。」と、そういうものが多かった一般質問の答弁だったと思います。そういうのじゃなく、やはり「できない。」ではなく、何とかしてやってやりたい、町民のためになるのであればというそういう思いで行政を進めていただきたいと、そういうふうに思いますので、まずはじめにそういうことをお話しをおきたいと思います。

それでは、通告書に従いまして、1番、老人が元気な町・老人が安心して長生きできる町にするため、給食サービスの充実をということで題を書いてありますが、これが最初に言いました町民にやさしい行政というそういうことだと思います。

今、高齢化率がもう半分、もしかすると超えているかもしれません、実際の高齢化率。ということは、住所を残したまま東京に出ていってる方、学生さんもいますし、若い方が住所そのままということもあります。いろんな面でもう高齢者が半分の町ですので、高齢者にやさしい町、高齢者だけということでなく、小学校の入学が今年も少ない人数だと思いますけども、そういう子どもたちが、これから五城目を担う子どもたちにもや

さしい町になってほしいなというふうに思います。

それで1番、小さい1番ですけども、五城目町給食サービスというのがありますと、社会福祉協議会で実施しておりますが、あるお年寄りにこれを、給食サービスあればいいなと思いましたと、申請書をもらいに行きましたら、申請書がいっぱい項目があって、その前に社会福祉協議会のほうでいろいろこう調べたり、いろいろ申請の前にいろいろあるみたいな感じもしました。それで審査が細かすぎるんじゃないかなと。お願いすれば、もう年齢が年齢であればもうすぐできるのではないかなというふうに思いますし、独居老人、それから老人が2人とかそういう世帯が今非常に増えてきております。そういう中で、この給食サービスっていうのは重要になってくると思います。しかし、小さい2番、3番、4番とこうありますけど、その中に出てきますけども、その老人に合わせたやっぱり給食サービスが必要だとも思います。

まず1番目、この申請審査、これが細かすぎるのではないかなと。もうちょっと緩やかに、必要な人に必要な時にこう給食サービスが受けられる、そういうシステムにならないかなと、そういうことで1番の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 11番斎藤晋議員にお答えいたします。

その申請書を私もこの間、この目で見たんですけども、斎藤議員と全く同じ感想を持ちました。事業を利用しやすくするため、申請書の内容を見直し、令和7年4月からは簡素化して利用促進を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） ありがとうございます。やはり私の知り合いのご老人は89歳、88歳ですか、あの申請を見た途端に、あ、私書けませんって、そういうふうにおっしゃいましたし、私も見て、何を書けばいいのかなというふうに迷いました。それで、今その申請書はファイルに入ったまま私のうちにあります。ですから、その老人が申請を出さないですから給食サービスが受けられておりません。

2番の問題ですけども、社協に行ってこういろいろ伺いましたら、そのサービスを受けてるのが20人から23人ぐらいだというふうにお話がありました。それで、申請をもっと簡素化して利用者を増やすべきではないかなと。で、そういう給食サービスを待っているご老人がもっと多いはずなんです。ですからもっと広めて、そういうサービ

スを徹底してやれれば、もっとご老人も楽ではないのかと、そういうふうに思いますので、利用者を増やすべきだと思いますが、いかがなもんでしょうか。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

まずこの質問の要旨の中に、増えれば困るのかという括弧書きもあります。そのことについて、まず増えて困るということはございません。そして、先ほどの答弁と重複しますが、申請書の内容を見直し、簡素化するとともに、町内会の集まりや民生委員の会議などで事業を周知し、お弁当を必要としている方へ提供していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川交三君）　斎藤議員

○11番（斎藤晋君）　何とかそういうふうにしていただければというふうに思います。

その弁当の内容についてもちょっとお話しなければいけないと思いますが、個人に合わせたそういう弁当ができないのかなと。ということは、ご老人やっぱりいろんな持病を持っていらっしゃいます。糖尿の方もいらっしゃるでしょうし、高血圧の方もいらっしゃるだろうし、いろんな病気があると思いますけども、その老人に合わせたような弁当ができないのかなと。これはもう大変なことだと思います。一般業者でできるかできないかっていう考えれば、もしかするとできないかもしれません。でも、やっぱりそのぐらいこう細やかに老人のことを考えてやるべきだと思います。

で、その献立について栄養士の指導を受けているのか、指導しているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

配食事業を実施している民間の事業者は少ない状況であります。栄養管理がされたお弁当の提供は必要ではありますが、業者に対する要求のハードルが高くなることで参加事業者が不足またはなくなる懸念がありますので、そこを考慮しながら、少しでも利用者の状況や意向に沿えるよう努めてまいります。

なお、栄養士の指導は受けておりません。

以上です。

○議長（石川交三君）　斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 私の友人も、同級生も、そういう給食サービスではないんですけども、ある業者から弁当を取って毎日暮らしておりました。ということは、人工肛門をつけたりいろいろしている友達、友人でして、食べられるもの、食べられないもの、そういうものもありますし、年齢も年齢ですので血圧が高かったりいろいろしておりました。その中で、その業者さんがもうやめてしまってどうしようかというようなことを話しておりました。やっぱりそういう老人、病人に対してもいいような給食にしてやれればいいのかなというふうに素直に思ったのでお伺いしたいと思いますけども、町の補助金、事務手数料を含んでも少ないと思いますが、利用者が増えれば増額するかということをお伺いしたいと思います。

それと5番目、これはお金に関することですので一緒にお伺いしますけども、弁当を提供しているのが農協と五城館ということで伺っております。それを見ますと弁当の料金が違います。でも受け取る方はその料金一緒だと思いますけども、それはどうしてそういうふうになってるのかについてお伺いしたいと思います。業者の言いなりになってその料金をやってるのかなと、そういうふうにも思いますけども、その内情についてお話をいただければというふうに思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

まずは（4）番、必要な方々へ提供するものでありますので、利用者の増加に合わせて増額し対応していきます。

なお、周知につきましては、町広報への掲載、介護支援専門員や民生委員などの協力を得ながら進めてまいります。

続いて（5）番、この両者の料金の違いのことについてでありますけども、現在、町内で配食事業をしている事業者は、先ほど議員がおっしゃられたように農協と五城館の2者となっております。食材の高騰により、五城館からは値上げの意向を伝えられないと聞いております。また、農協につきましては、その食材が卸業者を通さない直販という強みがあり、値上げ幅を抑えられていると聞いております。

以上であります。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 直販と、それから仕入れ業者のまざ違いということでお話がありましたけども、私もサービス業を長年やっておりますので、その仕入れに関して努力を

しているかしてないか、そういうことも問われるのではないのかなと。言いなりに、電話でお願いしてそれで材料を買ってのようなそういうところであれば当然高くなるわけですけども、やはり自分で足を使って、それから人ととの関係を構築してそれで仕入れをする、そういうのが本当の商売だというふうにも思いますので、その値段の違いつていうのはそんなに生まれるものではないのかなというふうにも思います。ですからそれをこう何ていうか、素人さんにお話してもしょうがないと思いますけども、商売やつて以上、皆さん玄人さんでしようから、その玄人さんにこうお話しいただければいいのかなというふうにも思います。でも、町長がおっしゃったとおり業者がなくなれば困ると、そういう問題もありますので、その辺を考えていただければというふうに思います。

で、最後6番ですけども、さっきの栄養士のことでもお話しましたけれども、個人に合わせた弁当、年齢に合わせた弁当、病気に合わせた弁当の提供がベストであると、それができないかということで、指導できないかっていうことで、先ほどハードルが高いということで回答いただきましたので要りませんけども、この問題は3番のあれですね、加工所というそういうところにも引っかかってくるんで、まずお話だけはさせていただきます。この、6番についての回答は要りません。

それでは、3番目の子ども食堂・老人食堂をつくり、子どもの居場所・老人の居場所をつくるべきということで質問させていただきます。

テレビの宣伝で、ACということで子ども食堂とかということで今宣伝が流れたりしておりますけども、五城目の場合、子ども食堂も必要でありますけども老人食堂というのも必要ではないのかなと。で、福祉のほうに聞きますと、子ども食堂とかについての補助というのは、国、県、町にはないということありますので、ほとんどがその趣旨に賛同した業者さん、それから個人、それからその賛同したボランティアとかそういう方々の運営に任せてる状態だと思います。これが1番の問題にもかかってきますけども、こういう老人食堂、子ども食堂というものがあって安価で提供してくれる、毎日開かなくて週2回開くとかですね3回開くとか、そういうことで運営しているボランティアもいますけども、そういうふうになれば、この弁当さえも要らなくなるかもしれません。そういう中で、町でそういうものをつくることができないかということを町長のいろんな町民にやさしい行政ということで考えれば、今までの行政ではできなかつたけども、今の町長はこういうものをつくりたいなと思うか思わないか、そういうことについても

お伺いしたいと思います。答弁書的には、今できないということになるはずですけども、町長の本心がどこにあるのかというそういうものについてもお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

まず子どもまたは高齢者が集い、食事を提供できる場所ということですが、高齢者の居場所につきましては、現在、地域のサロンで食を通じた集いの場づくりがあり、一人暮らしの高齢者なども参加し、みんなで食事と会話を楽しみながらといった集いの場が数か所ございます。高齢者世代にとりましては、このような集いの場を利用する上で介護予防、フレイル予防につながる効果があると期待しております。また、孤立した要支援者の支援介入につながるきっかけになることも考えられます。今後も定期的な集いの場を推進してまいりたいと思っております。

また、子どもの状況でありますけども、今回実施した子ども計画のアンケート調査によりますと、経済的に困った経験があるという子育て家庭が1割以上いらっしゃいました。放課後に一人で自宅で過ごす、いわゆる鍵っ子ですが、町では学童保育などのサービスを提供し、安心して放課後を過ごせる環境づくりに努めているところであります。

子ども食堂・老人食堂の設置は、今後、調査の必要性なども含め、状況を見てまいります。

斎藤議員のほうから、そのやる気があるのかないのかというご質問でありましたけども、今最後のこの言葉で、まずはその状況を調査して、それからの判断とさせていただきます。

以上です。

○議長（石川交三君）　斎藤議員

○11番（斎藤晋君）　最初の質問で、最初のあれで、前の町長に言ったように、やるのかやらないのかっていうそういうあれはしませんので大丈夫です。

それで2番目の問題ですけども、こういう子ども食堂・老人食堂というものを運営する、今の町を考えると、やりたい人は私相談を受けたことがあります。ですから、この場所をどうやって借りられるのかとか、そういうものを相談に乗った記憶がありますけども、資金面でやはりちょっと無理なところもかなりあります。個人でやるようなそういう範囲の仕事ではないというふうにも思います。いろんなものをこうくっつけて、いろんなお金を利用して、そういうものでやるしかないのかなと。ですから行政にお願

いして、いろんな考えをこう膨らまして、これとこれをくっつけて、この補助をもらつてこれでできないかとか、そういうものを考えていただきたいなというふうに思います。で、やはり加工所の問題も前の答弁で民間が主導でというそういうあれば、答弁がたぶん加工所のところにはあると思いますけども、民間が主導で、民間から声出ないと何ともならないというような行政であれば、町の町民に対してやさしい行政なのかというふうにも思いますし、今、我が町にこれが必要だということであれば、行政が率先してそういうものをやるべきというふうにも思います。これは前々からお話していることがありますけども、荒川町長もそういうのはこう聞いてのことだと思います。職員の皆さんに関しては耳が痛いかもしれませんけども、何回もお話しさせていただきたいと思います。

それで2番目ですけども、ボランティアでの運営が理想であるが、最初は町が主導して運営し、それを民間に移譲する、そういう形にはできないのかというふうにまず、「検討します。」ではなく、どうすればできるかっていう回答をお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めますが、先ほど町長答弁の中で「鍵っ子」という表現がございました。これはマスコミが共有しております報道の場合の留意点で控えるべき呼称の中に入っていますから、今後ご留意ください。

荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

まず、その居場所をどこにつくるかということになろうかと思いますが、例えば地区公民館や提供できる空き家・空き店舗などが想定されます。ただ、今はこのニーズが見えづらい現状の中で、立ち上げて運営していくというのは避けたいと考えております。まずは、その模擬子ども食堂のようなものを開催してみるのも一つの案と考えます。このようなイベントを重ねていく中で、様々なアイデアを出しながら本格稼働の方向性が見えてくれれば、というふうに考えます。

また、このような事業に関わるスタッフにつきましては、手を挙げていただいたその強い気持ちを持つボランティアの方々、ボランティア団体などを想定しており、町が直接運営することは今は考えておりません。斎藤議員から、できないとかって言わないでということありましたけども、今は考えておりません。その理由として思うんですけども、最初立ち上げを町でやって、そこからバトンタッチするというと、というのと、最初から強い気持ちを持った人たちが立ち上げて運営していくのでは、その継続の面で

大きな差が出ると私考えていますので、まずはその最初から私たちがやるんだという団体が現れてくるように、様々こう情報収集して進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） そのとおりだと思います。町がやってそのままということではなく、私が言るのは、そのつくるのに町が手助けをする、主導する、そういうことなんですね。町から申請が来たから行政もやりますということではないんです。今までではそうだったでしようけれども、町がこういうものが必要だからこういうボランティアさんいませんかと、資金面とかそういうものでも協力できるところは協力しますよ、皆さんやりませんか、集まりませんかと、そういうことをやってほしいわけですね。今までの行政というかそういうものは、そういうものが全然なく、書類を出してください、はい分かりました、はんこという、そういうようなものではなく、やはり町民の中に入っていって、その中でいろんなニーズを捉えて、それで行政をこう執行すると、そういうような状態になってほしいなと。で、新しい町長であればそういう町の中に溶け込む、町の中に入る、そういうことができる町長だと思いますので、ぜひそういうもの、ニーズに応える、そういうような考え方を持って行政に携わっていただければありがたいなというふうに思います。

それでは3番目、がっこ茶っここの文化を守るために町の加工所をつくるべきということで、1番と2番のこういうものが、このがっこ茶っここの加工所ということに集約されているように私は書きました。この加工所という、農産物加工所というのは私何回もお話してあります。前の町長にもそうですし、副町長ともいろいろな話をしました。で、加工所つくっておけばよかったなというそういう本音もちらっとは漏れた時もありますけども、でもつくらなかつたということですけども、それがあればいろんな面で朝市の普及、そういうものもできたのではないのかなと。やはり私は漬物が好きで、よく人のうちに行くとお茶っこ出して、何もつまみも、つまみっていうかお茶菓子もないって、がっこねえがっつって、がっこをもらったりしてお茶を飲んできたりもしますけども、昔から五城目は、がっこ茶っこというそういうのがありました。酒飲みが来ても、まず酒とがっこを出しておけば、それから急に来てもつまみっこはがっこで足りると。その後に何か作ればいいというそういうような中で私も育ってきました。うちの親父も酒飲

みだったんで、こういうのが多かったように覚えております。

で、保健所の指導があり、法律が変わって、自分で作った漬物を市日でも売れなくなり、そういう加工所というかそういう施設、そういう設備をしなければ漬物を作つて売ることもできなくなりました。そういう中で市日で漬物を売つてゐるっていうのは本当に少なくなりました。昔は冬場何を持ってくるか、朝市の人人が何を持ってくるかというと、そういう漬物、それから塩蔵した山菜とか漬物とかそういうものを持ってきて、もっといっぱい店があつたような気がします。でもそういう漬物が売れなくなり、塩蔵物も売れなくなり、やはり朝市の店も少なくなって今の状態になつてゐると思います。石川議員が朝市のことやつておつりますが、やっぱり五城目の象徴である朝市であります。前の町長にも言いましたけど、朝市がなくなつてもいいのかというようなことも聞きまつたけども、やはり朝市が必要だと、五城目の顔だというそういう答えが来たような気がします。やはり五城目、城と朝市のある町と言いますけども、城は後からくつつけただけで、朝市がやはり五城目の目玉であると思います。やはりその中で、がっこを作る、そういうためにも加工所をつくるべきだというふうに思ひます。いかがなもんでしようか。

もう法律が変わって個人で許可を取つてゐる人、いることは分かります。そういう方々が今、漬物を売つてゐるはずです。悠紀の国にも卸してゐるというふうにも思ひますけども、そういう中でやっぱり個人、保健所の衛生管理の講習を受けて、ちゃんとそういう知識のある人がその加工所で作つて販売までできるようなそういう加工所ができないのかなということが私の今話してゐる趣旨ですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

現段階におきまして、農産物生産者から加工所設置の要望は届いておりませんが、個人で自宅に加工所を建設するものに対する支援はないかという相談は数件受けております。その相談者には第6次産業化施設整備支援事業を紹介しておりますが、補助率が3分の1であり、自己負担額が高く、なかなか踏み込めていないのが状況であります。補助率のかさ上げをする必要があると考えております。

加工所につきましては民間主体による整備を進めているところであり、町が主体となり整備する取り組みには至っていないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。ただし、加工所を必要として事業活動を行いたいとする方々との情報を共有する話

し合いの場は設ける必要があるものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。  
以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 2番の問題ですけども、がっこだけでなく、新たな新たな特産品づくりやパンやお菓子を作るなど、町民が楽しんでできるようなそういう集える場所というものも必要だというふうに思いまして、そういうことにも利用するために加工所が必要なのかなというふうにも思います。その役割を果たすために、ふれあい館とかですね、いろんなところに食堂でなく台所がありますけども、そういうものを活用してそういうものはできないのかなと。ふれあい館の調理場っていうのは、だまこ餅を作ったり、きりたんぽを作ったりしてやってますけども、結構大きい場所だと思います。そういうところも加工所、あれに付帯設備をつけるだけで、冷蔵庫とか冷凍庫、そういうもの、物置、それからあそこをちゃんと整備するとすれば、荷物を受け取り、前室、そういうものもつくりなけりやいけないですし、トイレ、そういうものもそばにつくらなきやいけないとかいろいろあるかもしれませんけども、仮にそういうところを利用しているんそういうものができないのかなというふうにも思います。ということは、2番の答えは結構です。

で、（3）番、加工所だけでなく、福祉弁当を作るとか子ども・老人食堂を一体化し町なかに建設し、多くの町民が利用できる居場所をつくるべきということで、これが1番、2番、3番、これの集約的なものなのです。ですから、一つではなく、いろんなものに利用できるようなそういう施設、そういうものに加工所を利用できないのかなということが今回1、2、3の趣旨なわけです。で、それを新たにつくるのではなく、ふれあい館とかそういうものを利用した中で、町なかであってみんなが集えるような場所、そういうものを、今、ふれあい館は県の制約があつて物品販売もできないような状態になつてると思ひますけども、それももう年数的にそれを剥ぐこともできる、変更できるのではないのかなと思ひますけども、それは町長分からないでしょから担当課に聞いてみれば分かると思ひますけども、多くの町民が利用できる場所をつくれないかということについてお伺い、3番の問題です。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申したように、加工所などについては民間主体による整備をお願い

している、進めているところであり、町が主体となり整備する取り組みには至っていないことを改めてお伝え申し上げます。

なお、子ども・老人食堂につきましては、先ほど答弁でもお話ししましたが、例えば模擬子ども食堂などによりニーズを確認することは非常に大事なことであると考えております。

朝市ふれあい館の厨房などの利用につきましては、今、担当の課のほうより説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（石川交三君） 小玉商工振興課長

○商工振興課長（小玉洋史君） 11番斎藤議員にお答えします。

ふれあい館を使っての加工ということですけども、例えば漬物についてなんですが、以前も前の町長答弁しておりますけども、漬物については加工の段階、ここで発酵が起きるということで臭いの問題が出てきます。そういったことで周辺の皆さんにご迷惑かけるということで、控えたいというふうな答弁をさせていただきました。

以上であります。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 私がさっきから言っているのは、こういうことでできませんという答えは簡単です。でもその問題をどうすれば解決できるのかということを考えてほしいなと、そういうものも発想してほしいなということなんですね。例えば、そばについていか建物に付随させて別棟のプレハブをつくる、そういうものに、臭いがするんであればそっから臭気抜きの煙突を高くして空中にその臭いを出すとか、いろんなことが発想できると思います。何のために私が言っているのか分かんなくなりますけども、やはりそういうできないのではなく、何とかしてこういうものができて町民が楽しく生活でできる、そういう居場所、そういうものが必要かということを考えていただきたい。

前のサロンがありますということで老人が集えるところですね、サロンに関してもやつての方々がコロナでもう集まることができなかつたりいろいろして、もう開いてないところもあると思います。やはりそういうものをこう考えていただければというふうに思います。

まずこれもまた折を見て、またお話、お願いしたいと思いますけども、時間があれでですので4番、ふるさと納税についてということでお伺いいたします。

昨日の一般質問でも出ましたけども、魁新聞に掲載されたふるさと納税の結果を見て、

私本当に「えっ。」というふうに思いました。去年がよすぎたということもありますけれども、それは災害のためにということであったと思いますけれども、ここまで落ちるのかというふうにも思いました。やはりその結果を見て、ああ、手あぐらかいでいてはふるさと納税もままならないのかなというふうにも思いましたし、米だけに頼ってて、このあれなのかと。その米すら集まらないという、そのふるさと納税のニュースも流れてくれました。ふるさと納税に米を出してるけども、協力してくれる農家が見つからなくて米もふるさと納税のお返しに出せないというそういう自治体もあるみたいで、この結果を踏まえて、担当課長、副町長、最後に町長、どういうふうに思うのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 柴田まちづくり課長

○まちづくり課長（柴田浩之君） 11番斎藤議員にお答えいたします。

斎藤議員がおっしゃるとおり様々な要因はありましたけれども、魁新報さんの記事を見まして、もっと寄附額増加させたいというふうに思いました。今後、出品の呼びかけ、それから使い道の明確化など、様々な手段によって寄附額の増加を目指していきたいと思っております。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 斎藤議員にお答え申し上げます。

本当に残念な結果であったと思っております。ただ、寄附をいただいた多くの方々には本当に感謝を申し上げたいなと思います。

先ほど斎藤議員のほうからもお話しされましたけども、やっぱり要因の一つとして考えられるのは、人気商品、お米でございますが、在庫切れが本当に通年であったということが一番のものでございます。本当に具体的には、本当にお米を出す業者さんのがなかなか在庫を抱えることができなく、まあこういった状況になっております。令和7年度米、このこまちからこまちRにもう変わる年でもございますが、ぜひとも農家の皆様と、そしてまたJAとのタッグを組みながら、ある程度のお米が出せれるように、まあ本当に15町歩、30町歩を何とか五城目の米として出せるんであれば、その面積を確保することが一つの目標として今後いろいろな話し合いの場を設けて、まずはこまちRを宣伝できる年でもございますので、ぜひその方向で幾らでも町のお米をPRできるような形と合わせて、ふるさと納税の増額となるような対策を講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

私も同じく非常に残念なショックな気持ちでありました。昨日、工藤議員のご質問にもお答えしたとおり、町の宝を活かすブランディングを進め、五城目町を応援してくれる方々を増やし、より効果的ふるさと納税へブラッシュアップさせることで寄附額を増加させていきたいと思っております。また、農業者の皆様だけでなく、商工業者の皆様にもお声掛けをして、職人の町として返礼品の充実につながるようお願いをしてまいります。

以上です。

○議長（石川交三君）　斎藤議員

○11番（斎藤晋君）　ありがとうございます。やはり一番低いということであればあれですね、時給が一番低いということで、かさ上げ51円ですか、かさ上げされましたけども、沖縄にも負けて一番の低いのが秋田県ということで、あれにもがっかりしましたけども、今回の魁新聞のこのふるさと納税の額を見て本当にがっかりした想いでした。課長が言うように、いや副町長が言うように、そういう農家さんとかその産物によってその協力が得られないこともありますけども、でもそれも、何というか、努力だと思います。そこがだめであれば、ほかとかということでお願いに行くとか頭下げる、頭下げるのはただですからね、ですからそういうことを考えていただければというふうに思います。

2番について、ふるさと納税を増やすためには町のアピールも大事ですけども、何のために使用されるのかということも大事だというふうに思います。昨年、水害のそのあいでふるさと納税が増えたということがありますけども、そのふるさと納税をその災害の援助のために使ってくださいというそういう方々も多かったと思います。それは目的をちゃんとしたものだというふうに私は理解しました。ですから、このお金は老人・子ども、そういう恵まれない方々のために使われるんですよと、そういうふうなものために使うということで宣伝するとか、そういうものを活用、何というか、はっきりさせて募集する、そういうものを明記してSNS、それからウェブとかを駆使してやるべきだと思います。私は、そのSNS、ウェブ、余り活用しないっていうか、全然活用しませんけども、町長はそういうのに詳しいでしょうから、そういうものを利用してやって

いただければというふうに思います。いかがなもんでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

まずはご提言ありがとうございます。現在、寄附の使い道につきましては、福祉、教育、産業振興、環境保全、そして町民の夢をかなえる事業など5つの項目を提示しておりますけども、具体的な寄附の使い道を明確化し宣伝することで寄附額を増やしている自治体もありますので、そこを参考にしながら、SNSやホームページでPRしながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 返礼品について、ホームページとかそういうものを見るといろいろありますけども、余り興味のあるようなものも余り、私個人の考えですけども、そういうものも見当たらないところもあります。もうちょっとこう一般受けするようなその返礼品について、担当課のほうでどういうふうに思って、どういうふうな案があるのか、それをこう伺いたいと思いますけども。

○議長（石川交三君） 柴田まちづくり課長

○まちづくり課長（柴田浩之君） 斎藤議員にお答えします。

全国の市町村では、ふるさと納税の返礼品を適用する事業者の操業支援とか経営支援を行っている自治体もあります。それから、人気の品を製造する工場を誘致するという自治体もございます。このような事例も参考にしながら、町内の事業者様にも丁寧なお声掛けをしていきたいと思っております。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） ふるさと納税、本当に皆さんのご好意で、というそういうふうに思いますけれども、今、その返礼品のよしあし、それでふるさと納税額も違ってくると思います。やはり五城目のために使える、そういうお金ですので、それをこう活用してやっていただきたいと思います。返礼品がよければ、もう額が何倍、10倍、20倍になる、そういうケースも見受けられます。やはりこれからこう頑張っていただいて、担当課、担当課長がこう頑張っていただいて、そういうものをこう頑張っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後ですけども、森山登山道を早期に整備すべきということで、町長が森山を守る会

の会員ですし、前々からその整備をするということで当局のほうに、行政のほうにお願いしておりますけども、これが一向にこう進まない中で、町長はやきもきしたなと思いますけども、そのことについて伺いたいと思います。

森山登山道を利用しているのは、今、町民が多いんですね。前は井川町とかの歩こう会の方々が毎日来たりしておりますけども、クマが出没したりいろいろして、そういう方々の人数が減ったような気がいたします。登山道が整備されず困っております。ゲートをつくりましたけれども、ゲートをすり抜けて、横をすり抜けてそのまま登山している方々もいっぱいいらっしゃいますし、危険だということで言われておりますけども、あれが何ていうか、ゲートをつけたということは責任逃れののかなというふうにも思います。あそこで怪我をした、崩れてきて怪我したということであれば、本当にそれは設置者の責任になると思いますけど、途中の登山道でつまずいて転んで怪我した、それは責任じゃないわけですね。だからどういう責任を取れと言われても、責任を取れるあれがないんですね。もし町で責任を取れということであれば、でもあれ私道ですし、何として責任を取るのかなというふうにも思いますし、地権者がいっぱいあって、あの使用に関してはNTTが全面的に使用の権利を持ってるわけですから、NTTにやってくれということで整備を進めていきたいということでしたけども、NTTがやらなければ、それではそのまんまあの道は使えなくなるのかなというそういうふうにも思います。でも、あの森山を、五城目の象徴を何とか利用して五城目の観光にも役立ててほしいというそういう思いが私にもあります。町長と同じようなそういう思いもありますし、前の渡邊町長は、里からてっぺんまでケーブルカーをつけて、そういうふうにして楽しみたいというそういう夢もありました。やはり森山というのは五城目町の町民にとって一番の山なんですね。一番の象徴になる山なんです。それを何とか整備してほしいと思いますけど、新しい町長になりましてどう思われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

今、斎藤議員がおっしゃったように、あの道は、車道のことですけども、NTTドコモの管理道路ということになっております。ですので、まずそのNTTドコモとの話し合いから始めていかなければならないということで、昨年の11月にNTTドコモへ、あの管理道路の利用についてお願いに伺いたいという打診をしたところ、先方からは、町と何度も協議を重ね、令和4年11月に先ほど言ったフェンスを設置を決断している

と。で、町が管理道を購入するとか全面的に町が補修する、このぐらいの話がなければ面会はしないというふうなままで対応だったそうです。ですので、直接訪問してお話しするまでには至っておりません。現状、森山管理道路の利用者の安全管理、補償などの責任がNTTドコモ側に発生してしまうことを踏まえると、現時点ではこれ以上の話し合いは難しい状況となっております。

森山を早期に整備し復活させるべきということは、私もこれまで議員として何度も発言してきたことであり、森山愛は、ここにいる方々の中でも誰にも負けていないと自負しております。そのために、今後早期にNTTドコモ側へ管理道路を何らかの方法で町が引き受ける検討を始めるよという旨を伝え、協議の場を設けていただくよう進展に向け努力をしてまいります。

また、管理道路につきましては、町としては草刈りなどによる保全管理を従来どおり徹底するものとし、登山行事での負傷者や体調不良者の対応などのため、NTTドコモからその時は許可をいただき、利用をさせていただいておりますが、現在管理者であるNTTドコモと情報共有し、この対応については今後も良好な関係の中で継続していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 前々からこう、その森山の問題に関して伺っておりますけれども、一番進展があるというか、一番こう何ていうか、力強い答えだったというふうにも思います。担当課でどういうふうに思っているのかということで次に伺いたいと思いますけども、その中で担当課、副町長、町長ということで書いてありますけども、町長のお考えは伺いましたので、担当課の課長、それから副町長、どういうふうに思われてるのか伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 大石農林振興課長

○農林振興課長（大石芳勝君） 斎藤議員にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁の内容のとおり、町長、副町長と同じ方向を向きますと、現状の打開に向けて進めていければと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 斎藤議員にお答え申し上げます。

今の森山の管理道路の関係につきましては、私も副町長になってから何度か一般質問にお答えしておりますが、先ほど町長がお話した昨年11月のNTTドコモさんとの協議によって、なかなかこう寸断されてございました。やはりそのとおりだと思いますけれども、今回、渡邊町長から荒川町長に代わりまして、そのかなり前向きに進むような対応を今後協議していくと、それを逆にNTTドコモ側が受け入れて話し合いがスタートできるような対応をまあ取りたいという形で今後進めたいと思います。町長はじめ私、そして担当課長、同じ方向を向きながら進めてまいりたいと思いますので、まずはその話し合いの場に立てる環境をつくるところから始めたいと思いますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） ありがとうございました。皆さんと同じ方向を見て進めていただければ、町民にとっても周辺のその登山を愛する人たちのためにも本当にいい結果が生まれることを期待しております。よろしくお願ひいたします。

町長、話したいんであれば一言あれですか。大丈夫ですか。

○議長（石川交三君） いや、時間です。

○11番（斎藤晋君） はい。それでは、ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 11番斎藤晋議員の一般質問は終了いたしました。

次に、1番石井和歌子議員の発言を許します。1番石井和歌子議員

○1番（石井和歌子君） 1番石井和歌子でございます。

このような場で発言するという役目を自分に与えていただき、皆様に感謝いたします。今日が初めての一般質問となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

はじめに、項目1、荒川滋新町長へこれから町政についてお聞きしたいと思います。

昨日の中村議員、松浦議員の質問と重なる部分もあると思いますが、よろしくお願ひします。

（1）5本の柱と45の施策の中で、①とにもかくにも早期にかなえたい施策、②時間がかかるても必ず成し遂げたい施策をそれぞれ教えていただきたいです。そのほか、町長になってこれだけはやりたくないと考える内容がございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求める。荒川町長

○町長（荒川滋君） 1番石井和歌子議員にお答えいたします。

まず①につきまして、昨日もお答えしたとおり、まずは河川整備と維持工事、樋門の管理について、澤田石副町長とともに、そして町の担当職員とともに、県に対し熱意の伝わる要望を続けることに取り組みます。特に磯ノ目大橋から下流の土砂除去、そして伐木、樋門管理の徹底、そして今度は未着工であります西野橋、五城目高校にかかる西野橋から下流の改善に努め、下流域の方々の安全・安心の確保につなげてまいります。また、主役である町民の皆様の声が行政に届きやすくなるよう、町内会長とのホットライン、町内会長と町長がつながるホットラインを構築することに取り組みます。

続いて②時間がかかっても必ず成し遂げたいことでありますけども、まず人口は減つても住みやすい町に変えること、そして人と企業に選んでいただける町になることを実現するために掲げた5本の柱と45の施策を、私の任期である4年間の間に全て成し遂げたいと考えております。その中でも特にまず一つということをたぶん望んでいらっしゃると思いますけども、昨日もお話をした、そのまづ五城目の宝である子どもに五城目に対する愛着、愛郷心を持ってもらいたい、それが将来また五城目に戻ってきてくれるにつながると信じていますので、子どもに対して愛郷心、愛着を持っていただけるために、小さい頃、五城目で遊んだよなという思い出に残る場所をつくっていくことは成し遂げたいと思っています。これに関しては費用とか予算掛ることでありますけども、その辺じっくり調査をして協議をして、子どもの遊べる施設、それをつくっていくことを成し遂げたいと思っております。

それから、町長になってやりたくないということは、ということでありますけども、このご質問の趣旨とは少し異なるかもしれませんけども、私は根拠のない悪口や人の名前を傷つける言動をしないということを信条としておりますので、人を陥れるような卑怯な誹謗中傷はしないということを考えております。そして、仕事は取り組む前からやりたくないとは考えずに、まずは何事も前向きに考えて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（石川交三君） 石井議員

○1番（石井和歌子君） 荒川町長のこれから町政についてのお考えが分かりました。

ありがとうございます。

続きまして（2）、先ほどの（1）のお答えのところでもありました、4年間で5本の柱と45の施策全体を実行していくスケジュールということでよかったです。そちらの確認をしたく、お答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおりでありますけども、私の任期である4年間の間に成し遂げるよう努めてまいります。

で、そのスケジュールについてでありますけども、まあ主役は町に住む方々だと私常に言っておりますので、その主役である皆様方の声を聞きながら、これは最初にやったほうがいいな、これはその次でもいいかなということを判断してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石川交三君） 石井議員

○1番（石井和歌子君） よく分かりました。昨日、椎名議員からもありましたが、「誰一人として取り残さない」という言葉の「誰一人」の中には、荒川町長も当てはまるということだと私は考えます。役場職員の方々、議員の方々含め、町民みんなが一番やりたいことをやれ、一番やりたくないことをやらなくてよい、そんな町になるようにお手伝いができればと思っております。

次に、項目2、障害者の人権について。

これは以前から考えていたことですが、一つの提言として質問させていただきたいと思います。

（1）「障害者」という言葉を五城目町独自の別の言葉に置き換えることはできないか。例えば、自力では歩くのが困難だが、車椅子では自宅の中を自在に動き回ができる方は「車椅子バスケプレ選手」など。本人の困り事がなくなるわけではないが、本人や家族、さらに周りの人たちが新たな視点を持つことができ、今までと違った支援の形が生まれるのではないかと考えるがどうでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

障害者という言葉は、行政や福祉の分野で広く用いられています。今おっしゃられた「車椅子バスケプレ選手」といった新たな言葉への置き換えにつきましては、個人の能力や活動に着目し、ポジティブな視点を与えてくれる可能性を秘めていると感じます

が、今日一般的に使用されている障害者という言葉につきましては、社会的な障壁によつて生活に困難を抱えている人々を指す必要な言葉であるという側面も持ち合わせておりますし、障害の程度も個人によって様々でありますので、現時点で呼び名を変える予定はございません。

以上です。

○議長（石川交三君） 石井議員

○1番（石井和歌子君） 私は今回まず一つの提言としてっていうところもあります。例えばですけれども、「すずむし」のような川柳を作ってる方の広報紙みたいなのがペンネームみたいな感じで名前が本名と違う形で書かれてると思うんですけれども、そういう感じで、例えば障害者の方にペンネームみたいなので何かこう表に出るようなそういうものができないかということを考えております。

このことを質問することになった背景として、私は自分の子どもを育てようと思っていろいろな本を読んだり、人から教えていただいたり、そうしているうちに自分のほうが育ってきたというふうに思っております。障害者と呼ばれる方を助けよう助けようと思っている方、実行されている方が実は助けられている、そういう部分もあると一瞬でも思うことで日々の重荷から開放されるのではないかと考えております。障害者という言葉によって線引きされて白と黒に分断されていたものが、ちょっと違う言葉を使うことでそれぞれの色を持ち、鮮やかに調和する、そういった未来を私は見たいと思っております。

では、最後の質問です。項目3、ネコバリ岩までの通行止め区間について。

こちらは、昨年12月に当時議員であった荒川町長が質問していたようですが、3か月経って変わりないか確認できればと思います。

（1）現在の復旧状況の詳細なところを教えていただき、町内外のネコバリ岩ファンの方に、いつまたネコバリ岩に行けそうなのかを伝えたいと思います。五城目町の大學生の場として今後も活躍してもらいたいので、少々時間がかかるてもまた以前のように気軽に訪れることができればと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

今、タブレットで五城目町のホームページを開いています。真っ先に出てくるのが、このネコバリ岩であります。やはり今、石井議員の言ったように、非常に大切な場

所は資源だと思っております。

そのネコバリ岩に通じる県道15号秋田八郎潟線の崩落箇所につきましては、秋田地域振興局より崩落した路肩や法面の災害復旧工事が3月末日までに完了予定と伺っております。この後5月16日金曜日までが冬季の通行止め期間とされておりますが、融雪が早まれば前倒しされるとのことであり、早期に解除されることを期待しているところであります。また、町といたしましては、令和6年度においてネコバリ岩周辺に堆積した流木を撤去するとともに、県道から通じる連絡路につきましても改修を施したところであります。

町の貴重な観光資源であるネコバリ岩への往来が再び可能となることは、農家レストランや友愛館などの活性化にも効果が期待できることから、町や関係施設のホームページ、SNSでの情報発信など、誘客について一層積極的に進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石川交三君） 石井議員

○1番（石井和歌子君） また農家レストランに寄ってから癒しの場に行けるということで、大変うれしく思っております。

今回の質問は観光資源としてのネコバリ岩について聞いているわけではありますが、ネコバリ岩周辺の通行止めは、令和5年の洪水がそれだけ大変な被害のあった災害だということですので、復旧したからそれでよいではなく、また、ネコバリ岩をいつでも見られる状況を維持するため、それはイコール下流で安心して暮らせるようにするためということだと思います。上流からできる水害対策を進めていくことも大事だと思っております。そのお手伝いができると私個人は思っております。県道15号線についても、今後、農林業、木材の利用推進などの事業に関わる重要な道路であると考えておりますので、これからも注目していきたいと思っております。

今回は以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 1番石井和歌子議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番小玉正範議員の発言を許します。2番小玉正範議員

○2番（小玉正範君） 2番小玉正範です。午後の最初ということで、ちょうど眠くなる時間帯だと思いますが、最後まで緊張感を持って頑張りますので、どうかお付き合いください。

昨日からの質問で既に回答が分かっているものもありますけれども、あえて同じような質問をさせていただきます。その中で再質問に重点を置くものも出てくるかと思いますが、どうかよろしくお願ひいたします。

先週までの寒さが嘘のように消え、ここ数日間は爽やかな天気が続いており、春の訪れを告げているようです。この季節になると、今年こそは何かをやってやろうという意欲が湧いてきます。五城目町役場も首長が代わり、今ちょうどそのような空気が流れているのではないかでしょうか。特に新人職員が4月には十数名も入ってくるのであれば、なおさらのことです。これを機会に、職員の皆様も新鮮な気持ちと前進への意欲を抱いていることと思います。荒川町長には時を逃さず、新しい打ち出しをすることに期待しております。昨日、町長が職員の皆さんに励行への指示を出したと聞きましたが、昨日帰り際に「お疲れさまでした。」と挨拶をしてくださる職員の方がおり、うれしい気持ちで役場を去ることができました。きっと来町された町民の皆様も同じ気持ちだったのではないかと思われます。

それでは、私も町民や職員の皆様が元気になることを目指して、通告書に従い一般質問を行います。

1、町長の公約から。

（1）新町長は、その公約の中で「防災、活性化で根底から強い町へ」とうたっています。長く住む場所における生活の最低限の基盤としては、安心・安全な生活が保障されているということが大前提です。大変に大事な観点だと、これから活躍に期待いたします。しかし同時に、人口減少が進む町として並行して取り組むべき課題に、五城目町に住むメリット、魅力をどうやってつくっていくのかということもあると思われます。そうでなければ、人口減少が止まらない地域では商売もその他の事業も縮小していくことは避けられません。そうならないためにも、そして若者を含めた全ての世代の人たちに住みたい、住み続けたいと思ってもらえるための町の魅力や住むメリットをどうやってつくるのか。特に町長が強調したい点2つほどを伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求める。荒川町長

○町長（荒川滋君） 2番小玉正範議員にお答えいたします。

町の魅力をどうやってつくっていくかというご質問でありますけども、まずは自分たちが主役だということを感じていただける町とすることで、生きがいや存在意義を感じていただくことを目指します。また、森山はじめ点在する町の宝に改めて光を当てて環境を整え、情報発信することにより地域全体のイメージとブランド力を向上させる地域ブランディングを進め、人と企業に選んでいただける町にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） どうか前に進めていただきたいと思っております。

では（2）、町長の言葉に「主役は町に住む皆様、力を結集して五城目の底力を」とあります。その実現にも非常に期待しているところですが、力を結集するには、人材を発掘し、さらに結びつける工夫が必要だと思われます。そして、町にはまだ貴重な人材が埋もれているようでもあります。このような人材の発掘から活用の仕方について、具体的なアイデアを町長に伺います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

まずは町内会長のお力を借りしたいと考えております。また、小玉議員のおっしゃるように、町には専門的な知識を有する人材に恵まれていると感じております。私が持つネットワークをフルに活用して、それぞれの分野でアドバイスをいただき、まちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） やはり人と人との結びつきというのが最も大事だということなのでしょうか。先ほど町長のほうからは、町内会長との連携、ホットラインの構築ということが言わされたかと思います。とある町内会長さんは、会長としての仕事量が年々増えており、継続が難しいという声もありました。具体的に言いますと、諸団体から依頼される委員、民生委員とかそういうものの選任が難しくなってきていますと。また、民生委員の方の候補が出てこない時には町内会長さんが兼任してもらえばいいとか、そ

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

この町内会長とのホットラインを考えた時に一つこういうことを思いました。まあ本当に思いつきで何でもかんでもその連絡してよこすのではなくて、町内会の総意としての話をあげてきてもらいたいということをまず考えています。その総意を得るために町内会長の負担はもしかすれば増えることになる可能性もあります。その町内会長の多忙化というのは本当実際見てきていますので、感じているところではありますけども、まあその辺をうまくその町内会で役割分担を進むように願うところであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） そうですね、町内会によっては高齢化が進みすぎて、ほかの町内会と合併して役員を分担したいというようなところもあったように思われます。新しくつくるシステム、道具に関しては仕事が楽になるためのものであってほしいなと思ってますので、どうかよろしくお願ひいたします。

(3) 五城目町の大きな特徴の一つである、町の全面積の8割以上を占める森林を元気にするとの町長の公約があります。私は昨年12月の議会で、私有林を町が購入したほうが山の管理がしやすくなり、その活用範囲が広がるのでは、と提案しています。このほうが森林を元気にできると私は思いますが、新町長の考えはどうでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

小玉議員からは、私有林を町が購入してはどうかというご提案でありますけども、今まで町の現状をお話したいと思います。

現状は法人による山林の購入事例が出てきております。効率施業に係る集約化のため、

このような方々と森林組合を費用補助などでサポートすることで、森林経営に意欲的に取り組んでいただきたいと考えております。

公約に係る具体的な私の方策といたしましては、自伐型林業の推進を図り、そしてまた林業業界の人手不足を解消するため、支援策の構築に向けた調査を開始します。これらに關しまして、令和7年度当初予算に、まずはチェーンソー講習会受講補助金として計上しておりますので、より意欲のある方々に参加いただけるよう努めてまいります。

また、私がこれまでに何度も発言してきておりますが、五城目産木材利用促進に関する基本方針、この立派な方針がありますけども、これが適正に活かされ、町が率先して公共建築物に木材を利用することで、森林保全、木材利用の両立を推進し、林業、木材産業を振興するため、いま一度前向きに協議を進めてまいります。

町がその民有林を買い取る、購入するということに關しましては、今、全国の事例を調べているところでありますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 私も前から五城目産木材の利用について訴えてきておりましたが、何とかこの後たくさん利用していただいて、五城目町の林業が活性化していただければいいなと思っています。

ただ、自伐型林業について、ちょっとやっぱり気になる部分がありまして、確か渡邊町長さんのほうから最初こう提案があったかと思うんですが、それによって、自伐型林業によって何人の方が私有林を整備されると想定されているものか、ちょっとその想定される人数というか件数をちょっとお聞きしておきたいなと思っています。

○議長（石川交三君） 答弁者は。大石農林振興課長

○農林振興課長（大石芳勝君） 2番小玉議員にお答えいたします。

ただいまのご質問の具体的な人数等は、ちょっと資料を持ち合わせていないため、ここではちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 分かりました。できれば、その想定される人数をもとにして、その事業の規模というか、そういったものをこうつくっていただければなというふうに願っております。

では次に移ります。2番、町の振興対策について。

(1) 最近、テレビCMにキイチゴを使用したお菓子を大々的に宣伝しているものがあります。皆さんもご存じかと思います。五城目町の特産品の一つであるキイチゴについて、毎年の生産量やその使われ方についての資料はあるものでしょうか。私が聞いた話だと年々需要が増しており、生産が追いついていないということを聞きまして、もしそれが本当なのであれば、町としてバックアップすることでキイチゴ農業振興のきっかけになる可能性があるのではないかと思います。町長の意向を伺います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

町の特産品でありますキイチゴについてであります。町のキイチゴ研究会と秋田県立大学で行っております産学連携共同研究推進事業の中で生産量や使われ方についての資料はあります。ご質問にもあるとおり年々需要が増加しており、生産が追いついていないことから、共同研究においても今後は栽培方法の改善などに力を入れ、収穫量の増加を課題として取り組むこととしております。

また、秋田県では、洋上風力発電事業を契機とした三菱商事グループとの連携の中で、同グループ企業である三菱食品株式会社と県産農産物を使用した商品の開発を行っております。その中で、町の特産品であるキイチゴ70kgを使用し、商品化を進めており、当該商品は令和7年8月上旬から37万袋を全国販売予定としております。町では、この商品の発売PRに対し、キイチゴ販売会へ支援するため令和7年度予算に費用を計上し、キイチゴ農家、キイチゴ農業振興の推進を図ってまいります。チャンス到来中だと思っています。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） ただいま町長のほうから大変うれしい報告があったなと思っています。これは本当大きなチャンスになって五城目町がさらに発展していくのかなと、また若い人たちの中でこういう農業に携わる方が増えていただければ、非常にプラスになるものかなというふうに思っております。改めて町長さんからのそのデータを聞いて驚きました。すごいことだなと思っています。もっとたくさん宣伝してもらいたいと思います。

(2) 次の質問は多少私としては話しづらい話題になります。しかし、討論を活性

化させたいという思いからであり、町発展への願いは同じで悪意は全くありませんので、どうかご容赦願います。

それでは、本題に入ります。

本年は朝市サミットが11月に開催されるということですが、2014年にも既に本町で開催されているため、さしたる問題にならないのかと思われますが、それはおよそ10年前とは商店街の様子が変わっているのでないでしょうか。通りに3つあった銀行の2つは移転し、商店街からは姿を消しております。このような現実の姿を受け入れ、朝市通りの場所をウッドロードや他の場所に変えて開催するなど、という案はないでしょうか。朝市サミットを契機に商店や町の施設を生かし、町の活性化を促すための方策を町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

渡邊前町長でありますけども、令和5年6月議会におきまして松浦議員の質問に対する答弁で、「五城目朝市は、商店街や飲食店、宿泊事業者など町内経済全般にわたって大きな効果を期待できる存在として位置づけております。」という答弁がありました。私も同じ考えであります。

近年における通常の朝市については、出店者、来場者ともに減少傾向にありますが、休日に開催のある朝市plusや季節ごとの朝市イベントには多くの出店者や来場者があり、これら多くの方々が商店や飲食店、宿泊施設を利用することにより町内経済の活性化に資するものであり、全国朝市サミットの開催には大きな期待を抱くところであります。

サミットは本年11月1日に町内宿泊施設を会場に開催され、翌2日、日曜日には秋のきのこ祭りが開催される予定にあることを伺っております。五城館の活用や商店街の空き店舗・空きスペースの活用にご協力をいただければ、五城館から朝市ふれあい館までを導線として大きな賑わいが創出されるものと期待するところであります。

いずれにしても、一過性の賑わいであっては満足できるものではありませんので、昨日も答弁申し上げましたが、朝市活性化支援員の設置や朝市出店支援事業など、令和7年度は一步踏み込んで朝市の活性化に取り組みたいと存じております。

それから、先ほど小玉議員のほうから場所の移動などは考えないのかということでありますけども、まあ私の頭の中では、今現在は今の場所での開催ということを考えてお

ります。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） なぜ私がこのような意見を出したかということについてご説明をいたします。

朝市通り以外で商店を経営されている複数の方から、このようなことがありました。町が賑わうことは喜ばしいことで、全く否定するものではありません。しかし、イベントが開催されても、我々の商店への導線がなくメリットは大変少ないですという意見がありました。これは見過ごすことはできないのではないでしょうか。朝市サミットを契機に、町内に点在し、現在営業している商店や町の施設を目立たせるなどして、これまでと多少異なる枠組みをすることで、これらの商店を含めて中心街全体を活性化するような新たな取り組みを行うことを期待するわけですが、町として先ほどの意見、町が賑わうことは喜ばしい、しかし、私たちの商店への導線がなくメリットが少ないとという意見があることについて、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

私も常日頃、点と点を線になって、そつから面になっていくことが非常に大切だと思っております。今、小玉議員のほうからありましたその声を後でじっくり聞かせていただいて、その辺の導線の確立を図っていけるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） ありがとうございます。何とか、支援員の活用もフルに行っていただき、こう前向きに進めていただきたいなと思っております。

（3）最近は、あらゆる業種で労働力不足と言われております。それを補うために、秋田県としては外国人材活用を促進する対策として、昨年6月に県内企業等の外国人材の受入れを支援する「秋田県外国人材受入サポートセンター」を設置しました。外国人材の活用は、他県に比べ秋田県は非常に遅れています。各事業所が外国人材採用に躊躇する理由については、大方想像がつきますが、多少の困難は他県の採用事例を学ぶことで乗り越えられるものと思われます。町長も本町の林業における人手不足を認識しておりますが、そのほかにも従業員不足を訴える企業は少なからずあります。その解消手段の一つとして外国人材活用促進のための対策を検討する考えはないでしょうか。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

町内事業所においても、介護施設や建設業、運輸業者などにおいて、それに林業事業所もですけども、慢性的な従業員不足にあることを伺っております。このような中で外国人の人材を雇用することは一つの解決策と存じるところであり、当町においても、湖東3町商工会を通じて秋田県外国人材サポートセンターに相談をした建設業者の方が1社あったと伺っております。当該業者においては、技能実習性の受入れを相談し、結果的にはその制度の利用には至りませんでした。その理由としては、まずははじめに言語や文化の違い、宗教を含めた考え方の違いに基づくコミュニケーションの構築にちょっとハードルがあるかなということ、次に受入れまでおよそ半年ほど要するとされる時間の問題、そして5年を上限とする就労期間の短さ、渡航や人材登録支援機関に要する費用などに難点があったと伺っております。

町としての外国人材活用のための対策といたしましては、雇用事業所に要される費用負担への助成などの支援が考えられますが、湖東3町商工会からの情報では、外国人材を求めている会員事業者は極めて少ない旨を伺っております。

以上です。

○議長（石川交三君）　小玉議員

○2番（小玉正範君）　そうですね、大方そういう感じだろうなとは予想はしておりますが、そのハードルが秋田県においては高いということなのでしょうか。他県のほうではもうだいぶ活用が進んでいるようですので、その例をもう少し私のほうでも調べてみたいなとは思います。大体の外国人は、今、日本が非常に人気がありますので、日本に長く生活するためにも、そこで働くということに関しては夢を持って、本当に積極的にやる気を持って、日本語も勉強しよう、身につけようということで、やる気のある外国人の方たくさんおりますので、何とかこうマイナスに考えないでいただければなというふうに思っているところではあります。

では3番、若者定着への対策。

（1）石破内閣が掲げる地方創生の優先課題にもありました、若者・女性に選ばれる地方実現のための一つの具体策について質問いたします。

若者が町へ定着する際のメリットの一つとして、これからマイホームを新築しようとする若者やご家族へ、土地の購入資金を助成する、または町有地を格安で住宅地として

提供することができれば、若者定着への呼び水になるのではないかでしょうか。土地の値段の高い秋田市と比較して格段に土地を購入しやすくすることによって、まあ秋田市あたりに働きにいく人たちのベッドタウンとしての価値も出てきます。実際に隣の町では、町有地の分譲を格安で行っております。このような事例を参考に、さきの土地購入資金助成、町有地の格安分譲ということを、五城目町に住むメリットや魅力づくりの一つとしてはどうでしょうか、町長の意向を伺います。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

私も小玉議員と同じく、昨年の一般質問におきまして、若者・子育て世代が住んでみたいと感じる住まいの確保などを提案しておりました。小玉議員のご提案のとおり、他の自治体の取り組みも参考にしながら、圧倒的に子育てを応援する町となるよう、私が掲げた8つの施策に取り組んでまいります。

お隣井川町では、移住定住対策として令和5年8月から3区間の宅地分譲を実施し、2区画が売約済みとなっております。当町の保有する普通財産も広報などを利用した公売を検討しておりましたが、令和5年7月の大河災害が発生したことから、まずは内水浸水対策などの水害対策を行った上で、立地適正化計画を踏まえ、土地の公売などに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君）　小玉議員

○2番（小玉正範君）　何とか前向きに進めていただいて、一人でも多くの若者が五城目町に定着していくというところを進めていただければなと思っております。

次、2番、町長の公約の中に「時代と地勢にあった企業誘致」とあります。それは大事な要素であると思います。個人的には、若者や町外の人も雇用できるような魅力的な職場を提供することを目指し、それにふさわしい企業の誘致を検討していただきたいものなのですが、その企業誘致についての可能性という点ではどのようなものでしょうか。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

企業誘致についての前に、まずは今の町に存在する魅力のある職場のことについてお話しします。

本町には、世界ブランドを生産するエドワインベースや、大手企業と多く取引をされ

ているティンバランなどの企業があります。地元の企業を支援し、フル活用することで、魅力的な職場を提供することもできると考えております。

それから、企業誘致につきましては、私が持つネットワークや姉妹都市である千代田区様、ふるさと五城目会の皆様にもご協力をいただき、それが実現するよう努めてまいりたいと思います。で、今月末に上京し、ふるさと五城目会の方と、その方が持つパイプの方と行って面談をしてまいりますが、そういう機会をどんどん増やしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 非常に前向きな意見で、先ほどありましたが、まあ企業に選ばれる町という点では、ちょっとほかの成功事例をちょっと見てみたので、ご紹介したいと思います。

大館にある医療機器製造工場のことを、まあ個人的にある方に聞いてみました。その方が次のように言っておりました。このような有名大企業を誘致できた理由としては、一つ、市の協力によって高品質で豊富な水を利用できる環境、②工場用地としての広大な土地の確保が可能であるというこの2つが大きな決め手となったとのことです。その後、高速道路ができ、物資の運搬が比較的に楽であることから更なる施設の拡充ができたのではないかと言っておりました。まさに地の利を最大限に生かし、行政との連携がうまくいった好事例ではないでしょうか。既にご存じの内容であったかとは思いますが、ご参考になればと思い報告させていただきます。

#### 4、その他の課題。

（1）昨年末に町の中心街にクマの親子が出没しました。私のはうには12月31日の午前中に、お知り合いの方から緊急の連絡をいただきました。早朝や夕方の時間帯だと聞き、その時間帯に外に出ることを控えている町民は少なからずいたようです。実際に年末年始、せっかく都会から帰省したにもかかわらず、全く町の中を歩くことができなかったというご家族もありました。その後も出没があったとのうわさは聞きましたが、まだ捕獲をしたという話は聞いておりません。富津内地区でクマが1頭駆除されたとは聞いておりますが、そのクマではないと予想されます。クマが一度覚えた場所、また道については、再び通る可能性が高いと言われています。ましてや子連れでしたので、子どもが大きく成長して再びやってくることは十分考えられます。

市街地でも自治体の判断で特例的に猟銃の使用を可能とする改正案、緊急銃猟は、今年の秋までに可能になる見込みですが、その前に出没してしまう可能性もあります。それまで待ってられません。今後のクマ対策はどうするのでしょうか、町の対応を問います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

森林面積が町の総面積の8割以上にもなり、我々人間の居住区が山林に囲まれた地理条件のもと、クマの出没は今後も継続するものと認識しております。昨年末は、おっしゃられたように市街地で親子グマが目撃されており、痕跡情報も広範囲に及ぶなど、冬眠しない個体の存在によって、冬期間においても警戒を解くことのできない状況となっております。今回の件は2週間ほど痕跡確認が続きましたが、しばらく確認されておりませんので、元の生息域に戻ったものと思われます。

今後の対策といたしましては、さきの椎名議員へも答弁しましたが、出没抑制としての徐伐、やぶ払いによる緩衝帯の整備、誘因物除去として誘因樹木である柿・栗などの調査、そして伐採補助を継続し、市街地での対策といたしましては、緊急銃猟を見据えたマニュアルの見直し、関係機関との連絡体制の再確認など今後見えてくる部分がありますので、対応にあたってまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 人間と野生の動物の住む場所をしっかりと分けるっていうことは、よく言われておりますので、大事なことかなと思っています。ただちょっと気になることが一つありますて、私、その連絡を電話で受けた時に、それは単なるうわさであって本当は違うんじゃないかというふうなことも思いました、12月31日の午前中に現地を視察してみました。視察というか探してみました。そしたら確かに親子グマの足跡が犬とは全く違う形でついている箇所がありました。なぜそこを歩いていたかという理由も何となくこう理解できるものがありました。そこで、まあクマの出没箇所が町の中心街であるという重大性を考えると、その形跡や回数を正確に把握することは大事な部分でないかなというふうに思うんですが、その親子グマが通った経路はどこからどこまでなのか、そしてその時間帯や回数について町としてはどこまで掌握されているのか、ちょっと気になりますので教えていただけないものでしょうか。

○議長（石川交三君） 大石農林振興課長

○農林振興課長（大石芳勝君） 小玉議員にお答えいたします。

広報の配布と合わせてクマの出没警戒ということでチラシを配布した中に、その目撃情報、足跡の確認された箇所ということで記載してまず周知をしておるところでございまして、実際の本当の、本当というか痕跡のついている数、全部は把握してないんですけど、大まかな箇所として足跡の痕跡を目撃されたというのを3か所まず記載しております。あと、実際にクマの個体を目撃したという情報を示したのが3か所ほど、このチラシに記載して掲載しております。一応公式でこう出しているのは以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） そうですね、私もちょっと目を通した記憶があるんですけど、もしその何ていうか、足跡とかその形跡、どこの山から出てきて、どこの山に戻っていったかっていうのが分かれば、その経路っていうか足跡のところに、まあ何かわなを仕掛けておいて捕まえるとか、そういうことの参考になるかと思いますので、そういうところ、まあ今はもう足音全部消えてますのであれですけど、次回もしましたらぜひそういうところを細かく調べていただいて対策を立てていただければというふうに思っております。

次に移ります。（2）昨年9月にも質問しておりますが、五城館のホール2階にある町民から寄贈された貴重な蔵書、石川文庫は、私が指摘してから半年が経過しましたが、まだそのまま放置されている状態です。大げさな言い方ではありませんけれど、町長の主張する文化の薫り高い町とは言えないと思われます。図書全般に対する町の扱い、尊い行為である寄附という思いをどう扱うかという問題にもなりかねません。貴重な町の財産を今後どうするのでしょうか、町の意向を伺います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 2番小玉議員のご質問にお答えいたします。

平成7年度に五城館のオープンに合わせて、故石川富司様のご遺族より、菅江真澄遊覧記をはじめ多くの貴重な図書をご寄贈いただき、五城館ホール2階に石川文庫として設置されたものと認識しております。教育委員会では、所蔵の書籍を調査したところ、200冊を超える貴重な図書が保管されていることが判明しました。今後、五城館に寄贈された経緯を踏まえ、指定管理受託者など関係者と協議し、教育委員会に利活用を委託された場合は、生涯学習における読書活動推進の視点から、所蔵場所や活用方法など

協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 何とかそのように進めていただければというふうに強く願っております。文化の薫り高い町をぜひつくっていただきたいと願っております。

（3）若者の出会い対策について、2年前までは積極的に出会いの場を町が提供していましたようですが、令和6年度は実施していないかと思います。本町は子育て対策としての経済的支援は大変充実していると昨日感じましたが、しかしながらそれ以前に若者の婚姻数が増えていかなければ、先細りは防げません。町長も指摘しているところです。やはり若者の出会い対策は必要と思われます。結婚願望が低いと言われる現代の若者ですが、結婚を望む若者の割合は昔も今も変わっていないという調査結果もあります。若者たちに、より充実した人生への希望を持つてもらうためにも、このままでいいわけはありません。また、その際に無理に狭い町内での出会いにこだわる必要はありません。県南のある市には、特定の「マッチングアプリ」の利用料の一部を助成するなど対策をしている自治体がありますが、本町では今後どのような対策が検討されるものでしょうか。町長の公約にはないようすけども、町長の思いをお聞かせください。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

昨日も少しお話しさせてもらったんですけども、少子化、これはイコール少母化、お母さんの数、少母化、で、イコールその婚姻数が増えないと、全部つながっていくわけでありまして、このような出会いの場の大切さは十分感じているところであります。

この出会いを創造する事業につきましては、若者交流イベントを昨年度まで実施しておりましたが、なかなか望んだ成果が生まれなかつたことから事業を終了したと報告を受けております。

小玉議員よりお話がありましたマッチングアプリ使用料補助金は、先ほど県南の都市と言いましたけれども、これ横手市だと思います。横手市が県内で唯一、令和6年度からそのマッチングアプリ使用料の補助金の事業を実施しております。今年度の実績は16人ということになりました。五城目町では、県や県内市町村、県医師会などで共同設立した秋田県結婚支援センターの会員登録を促し、マッチングを支援しているところであります。今後も関係機関と連携しながら、出会いや結婚を支援してまいりたいと思い

ます。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 私の不勉強からちょっと分かりませんでした。何とかこの後も支援を強化していただければなというふうに思っております。

私の一般質問に真摯にお答えいただき、感謝を申し上げます。特に、これまで3回ほど一般質問やってますが、本日の一般質問の回答には未来を感じさせるというか、希望を感じさせる部分が多く、私もやりがいを感じ始めております。本当にありがたいことです。特に荒川町長には就任されてから忙しい日々が続いているかと思われますが、これからが本領発揮です。今、本庁舎には新しい風が吹いているように感じます。忙しいとは思われますが、文書で打ち出しを出すだけではなく、時には各課に足を運び、その様子をご覧になり、触れ合っていただくことが仕事への更なる意欲向上につながることだと思います。今後とも町長の素早い行動力、冷静な判断力と大胆な決断力、そして最後に柔軟性のある包容力を存分に発揮していただくことに期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 2番小玉正範議員の一般質問は終了いたしました。

なお、小玉議員に申し上げますが、質問中に何回か「町長さん」と呼んだ点がありまして、さんづけはしないでください。議員必携にもありますように、町長と呼ぶこと自体がもう既に尊称になっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、3番伊藤信子議員の発言を許します。3番伊藤信子議員

○3番（伊藤信子君） 3番伊藤信子です。

皆さん大変お疲れでしょうけれども、最後の一般質問ですので、よろしくお願ひいたします。

まずははじめに、20年ぶりに誕生いたしました新町長、おめでとうございます。荒川町長の就任の挨拶で、「まちづくりの主役は住民一人ひとり、相手側に投票した方々のことも頭に入れ、気を引き締めて4年間務める。」と書かれておりました。私はこの言葉に感銘いたしました。私も今まで以上に一歩踏み出せそうな気がいたします。どうか今まで以上の爽やかな風を町政に吹かせてくれることを期待しております。

それでは、通告に従いまして私の質問をいたします。

項目の1番目は、買い物弱者支援についてです。

昨日の椎名議員の質問にもありましたように、ここ数年前から「買い物弱者・買い物困難者」は社会的課題として取り沙汰されているように思われます。高齢化や過疎化の問題、地元小売業の廃業、地域での生活の存続を左右するほどの課題となっております。

今、農協では、移動購買車「とうこちゃん」を稼働しています。地域的には、富津内、内川、馬場目地区の3か所ですが、ほとんどが高齢者で、一人暮らしか夫婦での暮らしの方々です。常連さんも増えて、とうこちゃんの音楽が聞こえてくると皆さん楽しみにしてくれています。買い物が終わった後で、「本当に助かる。ありがたい。」の言葉でスタッフも喜んでおります。先駆けて農協では移動購買車を行っていますが、町として、今後農協とどのように携わっていくのか、お考えをお聞かせください。

また、ハード面ではできておりますが、ソフト面でのサポートを町ではしてくださるのか。移動購買車を稼働するにあたり、ガソリン価格の高騰、人件費、運営をしていくにあたり、資金的援助についてどのように思われているのかお聞きしたいです。

また、自治体における買い物困難支援制度については何かお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 3番伊藤信子議員にお答えいたします。

J Aあきた湖東様におきましては、先ほど話があったように五城目町において移動購買車「とうこちゃん」による買い物支援を行っていただき、心より感謝を申し上げます。私、初めてあの車を見た時、「ことうちやん」だと思っていました、J Aあきた湖東がやっているので「ことうちやん」だと思ったら「とうこちゃん」だっていうことで、すごく皆さん楽しみにしているっていうことをその時に感じました。

町では、乗合タクシーやマイタウンバスにより町民の皆様の買い物を支援しているところでありますけども、椎名議員のご質問でもお答えしたとおり、今後はJ Aあきた湖東と連携し、買い物困難者対策を強化したいと考えておりますので、近日中にJ Aあきた湖東とは協議を行う予定にしております。

以上です。

○議長（石川交三君） 伊藤議員

○3番（伊藤信子君） ありがとうございます。その旨を農協に帰りましたら話をしていきたいなと思っておりますが、この資金的援助についてもお考えでしょうか。それも含めて、今後農協のほうとお話するというような感じなのでしょうか。すいません。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

資金的援助も合わせて、近日中に行うその会談のほうでその内容を詰めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（石川交三君） 伊藤議員

○3番（伊藤信子君） 分かりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、項目の2つ目の質問です。9月の定例会の時も質問させていただきましたが、朝市マラソン大会復活についてです。答弁といたしましては、新たな実行委員会によつては支援の在り方を判断するとの回答でした。荒川町長が議員の時に、朝市マラソン大会復活について一般質問に取り上げておりましたが、いま一度、町としての考えをお聞きいたしたいと思います。

また、今後、新たに実行委員を立ち上げるにあたり、実行委員の高齢化、スタッフ不足、予算不足が挙げられます。町の職員を中心として、前回までの実行委員では考えられないような若い世代の考えを取り組むことができないのかお聞きしたい。

朝市マラソンの復活にあたり、資金的援助については考えてくれるのかお聞きしたいです。

町長は就任の挨拶で、職員に対し「知恵を出し合い、満足度向上に努めよう。」と言つておられます。どうか私たちには出せないその知恵を貸していただきたいと思っておりますが、町の考えはどうでしょうか。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 3番伊藤議員のご質問にお答えいたします。

五城目朝市マラソン大会は、五城目町陸上競技協会を中心とした実行委員会により実施され、町をいたしましても参加者から大きな評価もいただき、町にとって大きなイベントであったというふうに認識しております。しかしながら実行委員会より、近年の支援団体の減少、専門性を要する実行委員の減少や高齢化により運営を維持することが非常に困難であるため、開催はしないとの申し出がありました。

昨年の9月定例会でも申し上げましたが、今後、実行委員会の体制が確立され、このような大会が企画・立案された場合には、資金援助も含め、後援の在り方を判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 伊藤議員

○3番（伊藤信子君） 前に質問させていただいた時と同じような回答で、とても残念ですが、地道にお願いするしかないのかなと思いました。私の説明不足もあるとは思うんですが、午前中に斎藤議員がお話したように、実行委員つくるにあたって、そういうのをつくるにあたって町の職員の人たちが中心になってもらいたいっていうか、そういう感じで私、斎藤議員のお話を聞いてたんですけども、それから実行委員を立ち上げた後にみんなで頑張ろうって、そういう感じで私は受け止めたんですけども、私もその実行委員を立ち上げる前に、町のその若い人たちの声を聞いて、どうやればこういうふうに実行委員ができるんだよって、そういう知恵が欲しくて、また再度質問をさせていただきました。また、恐らくこの後もまた同じような質問をさせていただくかとは思いますが、その時までに少し考えていただきたいなと思っております。

それから、これはあくまでも参考ですけれども、秋田県でもいろいろなマラソンが行われております。一つとしては若美のメロンマラソンです。メロンマラソンは行政とJAが一体となって行っております。メロンマラソンに対してはメロンの食べ放題が魅力で、私も何度か走ったり、お手伝いしたりしております。今は男鹿市役所の中に事務局があるそうです。3,000名くらいの参加者なので、それくらいの事務所をつくっても間違ってはいないなと思いました。それからもう一つは、二ツ井マラソンに関してです。町全体が高齢者もスタッフという感じでした。会う人、会う人がスタッフのジャンバーを着て、みんなを励ましておりました。あの時の印象はすごくびっくりしました。もう数年前のことなので今はどうなっているのかちょっと分かりませんけれども、それで昨日もちょっと町長と話したんですけども、町民全員を巻き込めればいいのになというお話をさせていただきました。少しでも自分が体力があるうちに、朝市マラソンの復活ができるお手伝いできればいいなと考えております。今後期待したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後の3つ目の質問です。2月7日から確定申告が町役場会議室で行われております。早い人は朝8時前から来て受付をしており、それから2時間以上も待っている人もおります。その地域によっては多少違いはあるとは思われますが、その中でテレビがあればいいなと思っている方もおりました。毎年行われていることなので、住民サービスの一環として前向きに考えてみてはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

申告相談に来られた方には、混雑状況などにより長時間お待たせする場合がございます。ご不便をおかけしておりますが、何卒ご理解をいただき、どうしてもテレビが見たいという場合は、必要に応じて役場1階の玄関ホール及び売店に設置しておりますテレビをご利用いただければと存じます。

なお、この伊藤議員からのご提言を考慮し、現在、申告会場には町広報紙などの読み物を配置し、対応を取っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 伊藤議員

○3番（伊藤信子君） ありがとうございました。少しでもそういうふうにして前向きにやってもらえれば助かります。ありがとうございます。

それでは皆さんもお疲れでしょうですので、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石川交三君） 3番伊藤信子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩とし、再開は2時20分といたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

議事日程に従い、本日中に議案上程を終えますので、ご協力をお願いをいたします。

日程に従い、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第4号から議案第6号までを一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第4号、損害賠償の額を定めることについて、議案第5号、損害賠償の額を定めることについて、議案第6号、損害賠償の額を定めることについて、以上3件の議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案第4号から第6号までの3件の議案につきまして、一括して上程をさせていただきたいと思います。

提案理由をご説明申し上げます。

3議案全て車輌破損について、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案ごとに内容のご説明申し上げます。

はじめに、議案綴り、議案の4ページをお願いいたします。

議案第4号、損害賠償の額を定めることについて。

本案は、令和7年1月の3日、五城目町高崎字中泉田地内の町道岩野高崎線におきまして、道路舗装の整備不良により走行中の普通自動車の左前輪が損傷したことについて、損害賠償の額を2万9,658円とするものであります。

次のページ、5ページには事故の詳細などにつきまして記載されておりますが、そこに記載ありますが、損害額というのが5万9,315円でありまして、過失割合は50%となってございます。

続きまして議案の6ページをお願いいたします。

議案第5号、損害賠償の額を定めることについて。

本案は、令和7年1月5日、五城目町高崎字中泉田地内の町道岩野高崎線におきまして、道路舗装の整備不良により走行中の軽自動車の左後輪が損傷したことについて、損害賠償の額を9,600円とするものであります。

次の7ページをお願いします。

詳細につきましては参考資料の記載のとおりでございますが、損害額は1万9,200円であり、過失割合は50%となっております。

続きまして議案綴りの8ページをお願いいたします。

議案第6号、損害賠償の額を定めることについて。

本案は、令和7年1月の26日、五城目町高崎字雀館下川原地内、県道秋田八郎潟線において、街路樹の枯枝が落下したことによりまして走行中の普通自動車が損傷したことについて、損害賠償の額を3万6,280円とするものであります。

次のページ、9ページをお願いします。

事故の詳細などにつきましては、参考の資料の記載のとおりでございます。

この事故の損害額というのは3万6,280円でありまして、過失割合は100%となっております。

以上、3議案についての説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろし

くお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 以上3件の議案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） いずれこの場所が高崎地内になっておりますので、どの辺の場所かちょっとこのこと分かりませんが、日程は、日付は違うようでございますが、同じ箇所、4号と5号は同じ箇所でこの事故があったということでしょうか。それらと、どのような道路の欠陥状況であったか、それお知らせ願いたいと思います。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 館岡議員にお答えいたします。

まずははじめに、議案第4号の破損箇所ですが、こちらは町道岩野高崎線の下り方向の走行路であります。雀館幹線から県道秋田八郎潟線に向かう下り路線であります。

次に議案第5号でありますが、こちらの破損箇所は、逆に岩野高崎線の県道から雀館幹線に向かいます上り路線の2か所でございました。いずれも冬期間の路盤の凍結融解によるポットホールの発生であります。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 議案第4号から議案第6号までの3件に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号から議案第6号のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第4号、議案第5号、議案第6号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。議案第7号と議案第8号を一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第7号、工事請負変更契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）、議案第8号、工事請負変更契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（上部工）、以上2件の議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案第7号と8号の2件の議案につきまして、一括して上程をさせていただきたいと思います。

提案理由をご説明申し上げます。

この2議案は、廣徳寺橋橋梁復旧工事につきまして、工事の工期を延長する変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、本件につきましては、それぞれ令和6年度3月補正予算におきまして繰越明許費の設定を行うこととしております。

議案ごとに内容をご説明申し上げます。

議案綴りの10ページをお願いいたします。

はじめに、議案の第7号でありますが、工事請負変更契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）でありますが、本案は、令和6年9月13日に議会の議決を得ました、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）におきまして、昨今の能登半島地震や県内各地の災害復旧工事が多数ある影響から仮設資材の搬入や施工関連業者の現地入りなど予定しておりました工程に遅れが生じたことなどによりまして、工期を延長する変更契約を締結するものであります。

工期の変更内容でございますが、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとしておりました工期を令和7年10月31日まで7か月延長するものであります。

契約の相手方は、株式会社菅与組五城目支店であります。

次に、議案綴りの11ページをお願いします。

議案第8号、工事請負変更契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（上部工）。

本案は、令和7年1月27日に議会の議決を得ました、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（上部工）において、橋桁製作及び橋桁架設後に施工する仮設堤防、それから仮設橋梁、それから仮設道路の撤去などに相当の期間を要すことから、工期を延長する変更契約を締結するものであります。

工期の変更の内容でございますが、令和7年1月31日から令和7年3月31日までの工期を令和8年の3月20日まで1年間延長するものであります。

契約の相手方は、ピーエス・コンストラクション株式会社秋田営業所であります。

以上、2議案についての説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 以上2件の議案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） どちらもこの7か月延長されるものと1年延長されるもの、これまでいって最終的に金額も変わってくるんでないかなと心配されるわけでございますが、このぐらい延ばすと当然向こうも経費かかってくるだろうし、当然金額の恐らく変わってくるような感じいたします。そこでこのような、今回は日程だけでございますが、最終的に契約金額の変更に来るんじゃないかと、まあ心配されるわけでございますが、その辺どうでしょうか。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 館岡議員にお答えいたします。

いずれの工事も着手はいたしておりますが、まだ完成までには至っておりませんので、今後当然のことながら増額あるいは減額の変更契約が発生するかと思われます。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 議案第7号と議案第8号の2件に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。議案第7号と議案第8号のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第7号と議案第8号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第9号、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの12ページをお願いいたします。

議案第9号、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、字句の整理を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

2つの条例がございますが、第1条は「五城目町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正」、2つ目が第2条にあります「五城目町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正」となっており、それぞれ法律の改正規定に基づき、「禁固」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行日は、令和7年6月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託するごとにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第9号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第10号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの14ページをお願いいたします。

議案第10号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部が令和7年4月1日から施行

されることに伴い、仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講ずるため、関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

関係条例の主な改正内容についてご説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

第1条でございますが、「五城目町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」であります、改正条文中の第8条の3の改正でございますが、子を養育する職員が深夜勤務及び時間外勤務を制限するために請求する場合における「子を養育する職員」の範囲を「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」まで、3歳から小学校就学までということで拡大するものであります。そしてまた、第17条、それから第19条の2、第19条の3の改正は、仕事と介護との両立に資する制度に基づきまして、介護休暇に関する措置などを加える改正となつております。

次に、16ページをお願いいたします。

第2条でございますが、「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」であります、非常勤職員に対する部分休業の承認に関し参考しております法律の条項がずれましたことから、改正をするものでございます。

続いて第3条でございますが、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」でございまして、内容は先ほどご説明した第1条と同じ改正をするものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日からとしております。経過措置もありますが、これを踏まえての施行となりますので、よろしくお願ひします。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第10号の審査について

は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第11号、五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの18ページをお願いいたします。

議案第11号、五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、昨今の物価高騰やインバウンド需要による宿泊料などの値上がりに対応するため、五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例などに規定する基準となる宿泊料・車賃の金額の改正などにつきまして、関係する5つの条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

はじめに、19ページをお願いいたします。

第1条は「五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部改正」でありまして、別表第2に規定する宿泊料につきまして、県外、県内に規定する額の範囲内の実費額とすることに改正し、県外の場合におきましては、金額でございますが、1万3,000円である今のものを1,800円引き上げまして、宿泊料については1万4,800円に改正するものでございます。

次に、第2条でございますが、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」でありまして、先ほどご説明しました第1条の改正と同じ内容となっております。

続いて第3条でございますが、「五城目町招致外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部改正」でありまして、旅費の支給額について、これまで5級以下という形での職務関係するものを適用するとありました、今後は給料表の級区分によらず一律とする職員等の旅費の改正に合わせて改正するものとしております。

続きまして20ページをお願いいたします。

第15条でございますが、車賃の額を、これまで1km当たり30円でございましたが、これを7円引き上げまして37円に改定するものであります。

次に、21ページをお願いいたします。

別表第1の改正でございますけれども、宿泊料などを規定した表でございまして、職

員の給料表の級などによりまして4つの区分を1区分、1つの区分に改正するとともに、例えば、この表にございますが、3級の職員の宿泊料と日当につきましては、県外の場合は、宿泊料は1万円から3,100円引き上げまして1万3,100円とし、日当につきましては、1,800円から200円引き上げ、2,000円と改正するものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

5つ目の改正になりますが、第5条、「五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」でございますが、費用弁償の額を一般職、この職員と同じ基準で行うための改正でございます。

それぞれ5本ございますが、施行期日に関しては、令和7年4月1日からしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第11号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第12号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの24ページをお願いいたします。

議案第12号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年度の人事院勧告に伴う制度の改正及び秋田県に準じた給料表の改正を令和7年4月1日から実施するため、また、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律が令和7年6月1日

から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容についてご説明を申し上げます。

25ページをお願いします。

はじめに、第4条の改正でございますが、昇給の基準等について、懲戒処分を受けた職員に関する規定を加えるなどの改正を行っております。

続いて第6条の改正でございますが、扶養手当につきまして、支給対象から配偶者を削除し、扶養する子1人当たり1万円を3,000円引き上げ、1万3,000円とするものでございます。

続いて27ページをお願いいたします。

27ページにあります第13条の2の改正でございますけれども、管理職員特別勤務手当の平日深夜勤務の支給対象時間帯を「午前0時から午前5時まで」としていたものを「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大するものでございます。

それから、第15条の2及び第15条の3につきましては、法律の改正規定に基づきまして、「禁固」を「拘禁刑」に改めるものであります。

次に、別表第1の一般職の給料表の改定についてでございますが、今までこの給料表が準拠していたのは国の給料表でありまして、今回の改正によりまして秋田県の給料表に変更するため、全部の改正を行うものでございます。この準拠する国から秋田県に変わったという中で、今回この改正によりまして、職員1人当たり平均で給料月額が2,100円増額となるものでございます。あくまで平均でございます。2,100円の増額となります。

なお、秋田県内で国の給料表に準拠していたのは本町と大仙市の2つでございましたが、県内の他市町村との給料表の均衡を図りまして、職員の待遇改善を進めたいと考えております。

施行期日は、刑法等の関係の第15条の2及び第15条の3の改定については、令和7年6月1日からとし、それ以外の改定につきましては、令和7年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第12号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第13号、五城目町寿条例の一部を改正する条例制定についてを議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの38ページをお願いいたします。

議案第13号、五城目町寿条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、高齢者を敬愛し長寿を祝福することを基本理念とした長寿祝金について、支給対象となっております満90歳と満100歳の者を見直し、長寿祝金について満100歳の者に限定し支給することとし、満90歳の者に対しては、敬老福祉のつどいにおきまして長寿祝品を贈呈する方法に見直すため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。

第2条でございますが、これまで祝金の支給対象としておりました満90歳の方を除くとした改正であります。

第3条は、満90歳の方に対する2万円の支給規定を削り、満100歳の方に対して、これまでと同じく、祝金を10万円支給するとした改正となっております。

なお、令和6年度におきます支給対象の人数でございますが、満90歳の方は76人、それから満100歳の方は10人見込まれております。同様に令和7年度の場合を見てみると、90歳の方が101人、それから100歳の方が11人見込まれております。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第13号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第14号、五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの40ページをお願いいたします。

議案第14号、五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴いまして、災害援護資金の限度を一部引き上げるとともに、新たに災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議に係る審査会を設置するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

13条の改正規定でございますが、災害援護資金の貸付限度額につきまして、住居の全体が滅失若しくは流出した場合における250万円としておりましたが、これを350万円に引き上げる改正であります。

次に、第5章第16条は、新たに「五城目町災害弔慰金等支給審査委員会」を設置する規定を加える改正でございます。当該委員会でございますが、町長の諮問に応じまして、「災害弔慰金」などの支給に関して、特に災害による死亡等であるかどうか、この不明な案件の因果関係等を調査審議するものでございまして、委員は5人以内をもって組織することとし、医師、弁護士などから町長が委嘱するということとしております。

42ページをお願いいたします。

附則の第2条の改正でございますけれども、当該委員会の委員の報酬の額について、日額2万円として規定させていただいております。

本改正の施行期日については、公布の日からとさせていただきたいと考えております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第14号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第15号、五城目町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの43ページをお願いいたします。

議案第15号、五城目町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、災害対策基本法に基づき、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者の生命又は身体を保護することを目的としまして、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供について必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。新たな条例の制定となります。

それでは、条例の概要についてご説明を申し上げます。

44ページをお願いいたします。

第1条でございますが、本条例の目的について規定させていただいております。

本条例は、災害の発生に備え、平常時においても、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載又は記録された情報につきまして、避難支援等の実施に必要な限度でもって、本人の同意を得ず関係機関に提供することを可能とするため、災害対策基本法第49条の11第2項のただし書の規定に基づき、制定するものであります。

第3条は、避難行動要支援者名簿を作成することについて規定しております。

次のページ、45ページをお願いいたします。

第4条でございますが、避難支援等関係者に名簿情報の提供することなどについての

規定でございます。

第5条は、名簿情報の漏えい防止などの適正な管理について規定をさせていただいております。

第6条は、名簿情報の目的外利用や第三者への提供制限などについて規定しております。

続いて46ページをお願いします。

第7条は、避難支援等が円滑に実施されるよう個別避難計画を策定すること、町の責務になりますが、これを規定してございます。

第8条は、個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供できることについての規定でございます。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第15号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第16号、五城目町放課後児童健全育成事業による費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの48ページをお願いいたします。

議案第16号、五城目町放課後児童健全育成事業による費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町で実施しております放課後児童健全育成事業において、学童保育「すずむしクラブ」の受入れ対象を全学年とともに、クラブ費の納入に関しまして納入通知書以外でも対応できるようにするために、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましてご説明申し上げます。

49ページをお願いします。

第1条の改正文でございますが、「すずむしクラブ」の受入れを、全学年の児童を対象とするため、「小学校児童」に改正するものであります。

第4条の改正でございますが、クラブ費の納入方法につきまして、口座振替でも納入できるようにするため、改正文としましては、「当該月分を町が指定する期日」として「納入通知書」という文言をなくしている改正となってございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第16号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第17号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの50ページをお願いいたします。

議案第17号、町道の路線認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、県道秋田八郎潟線町村地内の旧県道部分の移管、そしてまた小野台墓地線の道路新設改良工事の完成に伴い、新たに2路線を町道として認定するため、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

認定する路線は、1つ目の路線でございますが、路線名を「町村旧県道線」とし、起点が「五城目町馬場目字三嶽沢31-2」、それから終点が「五城目町馬場目字町村地先」で、道路延長は785.8m、それから幅員は6.0から8.7mとなっております。

それから、2つ目の路線でございますが、路線名を「小野台墓地線」とし、起点が「五

城目町馬場目字小野台 121-1」、終点が「五城目町馬場目字小野台 116-2」で、道路の延長が 86.2 m、幅員は 4 m となっております。

なお、51 ページには、この路線の位置図を載せてございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 17 号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 18 号、専決処分（第 1 号）の承認を求めるについて、令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、令和 6 年度一般会計補正予算の令和 7 年 2 月 26 日付け町長専決処分予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 18 号となります専決処分（第 1 号）の承認を求めるについて、令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 8 号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度五城目町一般会計におきまして、この冬の降雪状況を踏まえ、町民の安全・安心を確保するため、道路除雪等に要する経費を見込み、その必要額を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 2 月 26 日付けをもって、令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 8 号）として専決処分させていただいたものであります。

補正額は、予算書の 1 ページの第 1 条にありますとおり、歳入歳出それぞれ 3,000 万円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算総額を 77 億 7,432 万 9,000 円とするものであります。

歳入につきましては普通交付税を 3,000 万円、歳出にあつては道路除雪委託料を 3,000 万円補正する内容となっております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第18号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第19号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、令和6年度補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第19号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第9号）、提案理由をご説明申し上げます。

それでははじめに、その1ページの第1条からご説明しますが、この第1条による補正額でございますが、歳入歳出からそれぞれ11億8,439万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を75億8,993万1,000円とするものであります。

次に、第2条による繰越明許費の補正でございますけれども、災害復旧に係る事業など11の事業を追加するもので、詳細につきましては6ページの第2表のとおりであります、個々の事業の内容につきましては歳出の説明の際にご説明申し上げます。

次に、第3条による地方債の補正でございますけれども、それぞれの事業の精算などに伴い、新たに追加する地方債又は変更する地方債の限度額を補正するものでございまして、詳細につきましては6ページ・7ページの第3表のとおりでございまして、具体的な内容については歳入の中でご説明申し上げます。

それでは、補正の主な内容につきましてご説明申し上げますけれども、3月補正であります、事業費の確定や精算又は実績見込みによる減額補正などにつきましては、説明を簡略化又は割愛させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、歳入における主な補正内容からご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。お願ひします。12ページをお願いします。

はじめに、町税の補正でございますけれども、1款1項町民税1目の個人のほうが2,566万8,000円の減額、2目法人が166万6,000円の増額でございますが、調定の実績による補正でございます。

なお、町民税の個人分につきましては、定額減税の影響を加味した減額補正となってございますが、この減額分につきましては9款1項1目の地方特例交付金で補填させていただくという補正となってございます。

続いて14ページをお願いいたします。

1款2項1目固定資産税でございますが、304万1,000円の増額補正となってます。調定実績による補正でございます。

続いて16ページをお願いいたします。

この軽自動車税から入湯税、20ページに関しましては、それぞれ調定実績による補正となってございまして、詳細説明は省略をさせていただきたいと思います。16ページ20ページについては省略をさせていただきます。

続いて22ページをお開きください。

この22ページから10ページにわたる32ページまで各種交付金についての補正となってございますが、全て交付見込みによる補正でございまして、これにつきましても説明は省略をさせていただきたいと思います。

ページのほう飛びますけれども、34ページをお願いいたします。34ページをお願いします。

9款1項1目地方特例交付金2,525万5,000円の増額の補正でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、定額減税分の補填による交付金ということで補正でございます。

続いて36ページをお願いいたします。

12款1項2目の土地改良事業費分担金でございます。繰越明許の関係の補正となってございますが、1節60の団体営土地改良事業費分担金（繰越）につきましては、町村の町下地区の事業の進捗によりまして繰越事業となるということで、今回この繰越部分に100万円の補正をさせていただいております。

続いて38ページから42ページまでの負担金、それから使用料、手数料に関しては、

それぞれ実績の見込みによる補正となってございまして、ここの部分についても詳細説明は省略させていただきたいと思います。

44ページをお願いいたします。

14款1項国庫負担金でございますが、ここに掲載されてるもの全て実績見込みによる補正でございますが、この中の2目災害復旧費国庫負担金の2節の61の過年災害復旧事業費負担金（繰越）でございますが、廣徳寺橋など公共施設について、繰越事業として実施するため、3億8,764万3,000円を増額補正させていただいております。

続いて46ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金についても実績見込みによる補正となってございますが、この1目総務費国庫補助金の7節60をご覧いただきたいと思いますが、新しい地方経済・生活環境創生交付金（繰越）と載せてございますが、国の補正で新たに追加された補助事業を活用するものでございます。で、この備蓄品の整備事業を繰越ということで、828万3,000円を補正計上させていただいております。その下の3目の衛生費国庫補助金の1節60でございますが、出産・子育て応援交付金（繰越）については、健康管理システムの改修について繰越を行うため、30万2,000円を補正するとしております。

続きまして48ページ、15款1項の県の負担金でございますけれども、これについても実績見込みによる補正でございます。詳細の説明は省略します。

続きまして50ページをお願いします。

15款2項2目の民生費県補助金は、実績見込みなどによる補正でございます。

なお、この2目の中の1節06の障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金の18万円のほか、下にあります07、08、そして2節の04は、それぞれの物価高騰対策として実施する住民への灯油助成、それから各施設への補助金に対する県の補助金として計上させていただいております。同じく4目の農林水産業費県補助金でございますが、1節の60団体営土地改良事業費補助金（繰越）については、町下地区の団体営事業が繰越となることに伴う690万円の補正でございます。

続きまして52ページをお願いいたします。

15款3項委託金は、実績見込みによる補正となっております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして 54 ページをお願いいたします。

16 款 1 項 2 目の利子及び配当金の 2 節基金利子収入でございますが、各種基金の定期預金などによる運用益を計上したものであります。

続いて 56 ページをお願いいたします。

16 款 2 項 4 目生産物売扱収入の 1 節 01 素材売扱収入（農林振興課分）で 269 万 5,000 円の増額補正でございますが、町有林の間伐の実績見込みによる収入補正でございます。同じく 5 目の分収金収入でございますが、1 節 01 官行造林等分収金（農林振興課分）でございますが、791 万 9,000 円の増額は、国有林の間伐などからの分収金の実績見込みを補正計上させていただいております。

58 ページをお願いします。

17 款 1 項 1 目の寄附金 1,398 万 5,000 円の減額でございますが、ふるさと納税寄附金等の実績による補正となっております。

続きまして 62 ページをお願いいたします。

18 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金 2 億 189 万 9,000 円の減額でございますが、歳入歳出補正の収支調整という形で、この繰入金を計上させていただいております。同じく 4 目ふるさと愛郷基金繰入金の 2,018 万 9,000 円の増額でございますが、ご寄附をいただきましたそれぞれの目的事業に充てるため計上させていただいたものであります。

続きまして 70 ページをお願いします。

21 款 1 項町債、いずれも事業費確定に伴う精算又は国の補正予算による繰越事業などに伴い、翌年度に繰り越すための補正の内容となってございますが、71 ページの説明欄のところを見ていただきますと、（繰越）という文言が付いている説明が多くありますが、これにつきましては、現年分の起債を減額し、繰越分として記載されている部分が増額になっているという補正となります。

なお、一番下に掲げております指定避難所の生活環境整備事業債 820 万円につきましては、新たな繰越事業の起債として計上させていただいております。

歳入についてはかなり省略した説明となります、以上となります。

続いて歳出についてご説明を申し上げます。

76 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 6 目企画費 0001 の企画費一般の 1 節 02 の総合発展計画策定審議会委員

の報酬でございますが、発展計画の進捗管理・公表を行うための審議会を開催する経費としまして、7万5,000円を計上しております。同じ細目の18節01-01光ケーブル移設工事費の負担金は、県工事に伴う電柱の移設がございまして、光ケーブルが支障となり、その移転工事の経費として200万円を計上しております。同じく0007のふるさと納税の24節01ふるさと愛郷基金積立金は、寄附金の実績見込みにより、積立分として373万円を計上しております。

続いて78ページをお願いいたします。

2款1項11目の諸費0002の総務課関係の18節02-01の湖東厚生病院運営費補助金は、令和6年度から新しく5か年計画が策定されておりますが、これに基づく経費でございまして、3,382万9,000円を計上しております。

続いて80ページをお願いします。

0004の健康福祉課関係の22節償還金利子及び割引料でございますが、新型コロナウイルス接種対策に要しました補助金の過年度の国庫支出金の精算に伴う返還金として、1,873万3,000円を計上しております。

続きまして96ページまで飛びますが、96ページの3款1項2目をお願いします。

3款1項2目老人福祉費の0012介護保険施設等物価高騰対策事業の18節02-01介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金は、県の物価高騰対策に要する補助金を活用して実施する事業となっておりまして、1,122万8,000円を計上しております。同じく3款1項4目防犯防災対策費でございますが、0060防犯防災対策費（繰越）2,353万8,000円の増額でございますが、2つの事業がございます。地域防災計画の改訂支援業務と、もう一つが国の補正事業における備蓄品の購入事業について翌年度に繰り越すということで、この増額補正を行っております。

続いて98ページをお願いします。

3款2項2目の児童措置費の0001の子ども・子育て支援費負担金の18節02-06保育所等物価高騰対策事業費補助金は、先ほどもありました県の物価高騰対策に要する補助金を活用しまして実施する事業で、55万7,000円を計上しております。

続いて106ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。0060出産・子育て応援交付金事業（繰越）でございます。30万3,000円の増額でございますが、健康管理システムの改修事業について翌年度に繰り越すとしたことからの補正でございます。

続いて 112 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目となります。農業振興費でございまして、その中の 0001 農業振興費一般の 18 節 01-07 キイチゴ商品開発負担金でございますが、この商品開発について県と共同で実施しております、その負担を 5 万円計上しております。

続きまして 114 ページをお願いいたします。

6 款 1 項の 3 目の農業振興費の中の 0060 の農地集積加速化基盤整備事業（繰越）から 0063 まで並んでおりますが、団体営土地改良事業（繰越）の 4 つの事業がございますが、全て国の補正予算等による県営事業の繰越等に伴いまして、町の負担金等について翌年度に繰り越しするものでございます。

続いて 118 ページをお願いします。

6 款 2 項 1 目の林業総務費でございます。0002 の有害鳥獣対策費 18 節 02-01 有害鳥獣駆除事業補助金は、4 人に対する狩猟免許取得等の補助金として 73 万 8,000 円を計上しております。

続きまして 126 ページをお願いいたします。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費でございます。0060 単独道路整備事業（繰越）で 713 万 6,000 円の増額でございますが、川反通線の道路改良工事の進捗状況を踏まえまして翌年度に繰り越すという形になりますが、これを増額させていただいたものであります。同じく 8 款 2 項 4 目街灯施設費でございますが、0001 街灯施設費で 130 万 8,000 円の増額となってございますが、街灯の修繕箇所が増えたことなどによりましての補正となっております。

続いて 130 ページをお願いします。

8 款 4 項 6 目の公共下水道事業費 0001 の下水道事業費 165 万円の増額補正でございますが、下水道事業会計の雨水浸水対策実施設計業務の増加分としまして出資金を補正するものでございます。

続きまして 134 ページ、9 款 1 項 1 目の消防署費となります。その中の 0001 の消防活動費の 10 節 01 消耗品費は、新規、来年度の新規採用職員 2 名がございますけれども、その 2 名に必要となる被服を購入するための経費としまして 92 万 3,000 円を計上しております。それと 0003 の施設管理費 44 万 4,000 円の増額でございますが、消防庁舎屋根の漏水修繕費として計上させていただいております。

続いて 152 ページをお願いします。

11款1項1目の農地農業用施設災害復旧費でございまして、その中の0060現年災害復旧事業（繰越）の330万円の増額補正でございますが、森山などからの雨水の流量調査に係る経費としまして、本年度より事業を行ってございますが、一部7年度に繰り越すということで330万円を繰り越すということで増額補正しております。

続きまして154ページをお願いいたします。

11款2項1目の公共土木施設災害復旧費の0061過年災害復旧事業（繰越）の5億3,170万1,000円の増額でございますが、廣徳寺橋などの公共土木施設の災害復旧工事の精算見込みや進捗状況などを踏まえ、翌年度に繰り越すとして計上させていただいております。

続きまして158ページをお願いいたします。

13款2項1目の財政調整基金費でございますが、0001財政調整基金は、令和6年度中の定期預金等の運用益の補正額としまして120万8,000円を補正するものであります。

なお、この財政調整基金の令和6年度末の現在高でございます。あくまで予算ベースでございますが、前年度末に比較しますと9,982万4,000円の増額となりまして、11億264万7,000円となる見込みでございます。

以上が一般会計の主な補正内容となります。

私からの説明は以上となります。教育委員会関係の補正につきましては、教育長がご説明申し上げます。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君）　畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君）　私から教育委員会関係の一般会計補正予算の主な内容についてご説明申し上げますが、事業費の確定や精算又は実績見込みによる補正につきましては、説明を簡略化又は割愛させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでははじめに、歳入についてご説明申し上げます。

40ページをお願いします。

13款1項6目教育使用料256万6,000円の減額は、山村開発センターと屋内温水プールの使用実績見込みによる補正であります。

58ページをお願いします。

17款1項1目1節07一般寄附金（学校教育課分）20万円の増額は、大窪胃腸科内科医院院長大窪天三幸様より特別支援教育充実のためにといただきました寄附金を計

上したものであります。

62ページをお願いします。

18款2項9目学校給食費無償化基金繰入金191万8,000円の減額は、令和6年1月から12月分までの学校給食費補助実績による補正であります。

68ページをお願いします。

20款6項5目納付金6節社会教育事業納付金190万円の減額は、屋内温水プールで実施している水泳教室の指導料実績見込みによる補正であります。

続きまして歳出について主なものを申し上げます。

130ページをお願いします。

8款4項5目公園管理費0001雀館運動公園管理費89万円の減額は、会計年度任用職員の報酬及び手当等の実績見込みによるものと、光熱水費の使用実績見込みによる補正であります。

136ページをお願いします。

10款1項2目事務局費0004放課後児童健全育成事業の4節11社会保険料は、「すずむしクラブ」会計年度任用職員の社会保険料について4万6,000円を計上しております。同じく11節01通信運搬費は、「すずむしクラブ」の電話料の増により5,000円を計上しております。0007放課後児童学習支援事業の1節04職員報酬は、「わかすぎくらぶ」会計年度任用職員の報酬について、3月までの支出見込みにより6万円増額しております。

140ページをお願いします。

10款2項1目小学校管理費0001管理費一般の10節05光熱水費は、小学校の電気代の増により80万5,000円を計上しております。同じく06修繕料は、小学校体育館の器具庫ドアなどの修繕費用として26万2,000円を計上しております。同じく2目小学校教育振興費0001教育振興費一般の12節14児童通学交通費委託料は、スクールバス及びスクールタクシーの運行内容の変更により214万6,000円を計上しております。同じく17節03教育用備品購入費は、特別支援教育に係る備品購入費として12万4,000円を計上しております。

142ページをお願いします。

10款3項1目中学校管理費0001管理費一般の10節05光熱水費は、中学校の電気代の増により27万8,000円を計上しております。同じく17節02施設用備

品購入費は、来年度新設となる特別支援学級に必要な備品を購入するため、14万3,000円を計上しております。同じく2目中学校教育振興費0001教育振興費一般の17節03教育用備品購入費は、特別支援教育に係る備品購入費として8万2,000円を計上しております。

144ページをお願いします。

10款4項1目社会教育総務費0006放課後子ども教室推進事業15万円の減額は、事業実績見込みによる補正であります。同じく2目社会教育施設管理運営費0001中央公民館28万円の減額は、公民館運営審議会委員の旅費の実績見込みによるものと、13節03事務機器借り上げ料につきましては、看板プリンターのリース更新見送りによるものであります。同じく0012杉沢交流センター友愛館19万5,000円の減額は、施設管理の出務実績に伴う報償費と、光熱水費の使用実績見込みによる補正であります。

148ページをお願いします。

10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般80万8,000円の減額補正は、スポーツ推進委員の報酬及び旅費の実績見込みによるものと、燃料費の使用実績見込みによるものであります。また、7節01部活動移行に伴う指導者への謝礼につきましては、中学校からの申し出により、18節02補助金から謝礼金へ予算換えするものであります。同じく0005全町体育祭10万7,000円の減額補正は、台風10号による災害発生に備え、事業中止に伴う精算によるものであります。10款5項2目学校給食費0002学校給食管理運営費の11節03手数料は、調理員のノロウイルス検査追加実施分の費用として4万4,000円を計上しております。0003学校給食費無償化事業の18節02-01学校給食費無償化補助金179万2,000円の減額は、補助金の実績見込みによる補正であります。同じく24節02学校給食費無償化基金積立金は、基金の運用益について1万7,000円を計上しております。

150ページをお願いいたします。

10款5項3目保健体育施設管理運営費0002屋内温水プール220万円の減額は、燃料費と光熱水費の使用実績見込みによる補正であります。

以上、3月補正予算の主なものについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第19号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第20号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） すいません、提案する前に一つ、先ほど一般会計補正予算におきまして冒頭の提案説明の部分にちょっと誤りの発言がございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

冒頭の部分で第1条の部分の説明でございまして、「歳入歳出からそれぞれ11億8,439万8,000円を減額する」としておりましたが、10億ちょっと余計な分減額ということで話をしまいました。正しくは、「歳入歳出からそれぞれ1億8,439万8,000円を減額する」となります。大変申し訳ございませんでした。この訂正をよろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の165ページをお願いいたします。

議案第20号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年度の決算を見込んだ補正予算となっております。

補正額は、第1条にありますように歳入歳出からそれぞれ362万5,000円を減額し、補正後の予算総額を11億6,310万2,000円とするものであります。

歳入におきましては、国保税は調定実績によりまして減額し、県支出金は実績見込みによる、これも減額、そして前年度からの繰越金については全額予算計上させていただいております。また、歳出におきましては、総務費、そして保険給付費などの実績見込みによる補正を行うほか、財政調整基金には新たに3,000万円を積み立てる予算計上とさせていただいております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ

ます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第20号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第21号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の209ページをお願いいたします。

議案第21号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算でございます。

補正額は、第1条にありますように歳入歳出からそれぞれ440万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算を1億5,508万9,000円とするものであります。

歳入におきましては、繰入金、繰越金、いずれも実績見込みによる補正であり、繰越金に関しては全額予算計上をさせていただいております。歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料の還付金の実績見込みを計上させていただいております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第21号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第22号、令和6年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の225ページをお願いいたします。

議案第22号、令和6年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算でございます。

補正額は、第1条にありますように、保険事業勘定は歳入歳出からそれぞれ1億1,483万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億848万8,000円とするものであります。

歳入におきましては、保険料をはじめ、いずれも実績見込みによる補正であり、この前年度繰越金についても今回の補正で全額予算計上をさせていただいております。歳出におきましても、総務費、保険給付費、地域支援事業など実績見込みによる補正であります。

なお、収支不足の調整のため、介護給付費準備基金につきましては758万6,000円の取り崩しを計上しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第22号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第23号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の271ページをお願いいたします。

議案第23号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、繰越金、審査会の運営費の本年度決算を見込んだ補正予算であります。

補正額は、第1条にありますように歳入歳出からそれぞれ9万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を389万5,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第23号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第24号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の281ページをお願いします。

議案第24号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

第2条のところをご覧いただきたいと思いますが、収益的収支は精算見込みによる補正でございます。収入の第1款事業収益では、給水収益の減額などによりまして822万7,000円を減額補正としまして、支出の第1款事業費用では、薬品費、それから動力費を減額しまして、馬場目浄水場のフェンスや長面の送水ポンプ場の送水ポンプの修繕による資産減耗費の増額によりまして、全体では332万5,000円の減額補正としております。

その下の第3条となります。資本的支出は精算見込みによる補正であります。収

入の第1款のところを見ていただきますと、資本的収入では、工事等の精算見込みによりまして企業債100万円を減額補正としまして、支出の第1款資本的支出では、配水設備改良工事などの精算見込みにより123万7,000円を減額補正としております。

次に、282ページをお願いします。

第4条となりますが、企業債の補正についてでございます。配水設備改良事業及び浄水設備更新事業に係る起債の限度額を2,280万円とするものであります。

ページ、284ページをお願いいたします。

キャッシュ・フローの計算書でございますが、今回のこの補正によりまして、一番上段の1の当年度純損失は6,896万5,000円となり、下段のVIの資金の期末残高でございますが、3億8,486万6,000円となる見込みでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託するごとにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第24号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第25号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の289ページをお願いいたします。

議案第25号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由及び主な補正内容などについてご説明を申し上げます。

第2条のところをご覧いただきたいと思いますが、第2条の資本的収支につきましては精算見込みによる補正でございまして、収入の第1款資本的収入では、12月の補正で追加しました内水浸水対策実施設計業務の財源に企業債を計上し、加えまして人件費の高騰による業務委託費の増となったことから、一般会計からの出資金を増額し、合わ

せて145万1,000円を増額補正とさせていただいております。支出の第1款資本的支出では、流域下水道建設負担金の減、それから人件費等の高騰による内水浸水対策実施設計業務の額の増によりまして、建設改良費143万5,000円を増額補正とさせていただいております。

下の第3条でございますが、企業債の補正についてであります。流域下水道整備事業の負担金及び公共下水道整備事業の雨水管渠等に係る起債の限度額を、それぞれ490万円、それと1,100万円とするものであります。

次に、291ページをお願いします。

キャッシュ・フローの計算書でございますが、今回の補正によりまして、上段の1の当年度純利益は179万2,000円となりまして、下段のVIの資金期末残高は1億1,861万3,000円となる見込みであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第25号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第26号、令和7年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、令和7年度当初予算書の1ページをお願いいたします。

議案第26号、令和7年度五城目町一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、町長施政説明でも申し上げましたとおり、物価高が続く状況の中で各種施策を達成するため、財源確保に注力し、また、各種事業については、重要度や必要性などの観点から精査を行い、効率的で持続可能な事業を実施することを編成の

基本方針とともに、総合発展計画などの各種事業計画の推進と合わせ、令和7年度からの「第7次行政改革推進プログラム」でもお示ししておりますけれども、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりを目標に掲げて編成させていただいたものでございます。

はじめに、第1条からご説明しますが、第1条のところをご覧ください。令和7年度一般会計当初予算でございますが、歳入歳出総額をそれぞれ59億6,100万円としております。前年度比2億7,600万円の減、率にして4.4%の減となっております。

次に、下の第2条でございますが、地方債は、地方創生推進事業など16事業、総額3億2,230万円となる起債につきまして、その目的、限度額などを定めておりまして、その具体な内容につきましては、8ページの「第2表地方債」のとおりでございます。説明は省略します。

次に、第3条の一時借入金でございますが、借入れの最高額は10億円、昨年と同じでございますが、10億円として定めております。

続きまして9ページの歳入歳出予算事項別明細書をお願いします。

はじめに、歳入について、前年度予算額と比較し説明を申し上げます。

第1款町税でございますが、営業所得は減、農業所得・給与所得は昨年並みと見込みまして、前年度比1,248万3,000円の減、率にして1.7%の減の7億211万1,000円を計上しております。

2款譲与税でございますが、森林環境譲与税など、前年度と同額の1億285万7,000円を計上しております。

7款地方消費税交付金、これは6年度の実績見込みによりまして、前年度比2,553万6,000円増の、率にして12.6%増の2億2,837万6,000円を計上しております。

10款地方交付税でございますが、地方財政計画に計上されております地方交付税が対前年比で1.6%増となっておりすることと、近年の本町への交付決定額も踏まえまして、前年度比9,174万2,000円増、率にして3.3%増の29億円を計上しております。

14款の国庫支出金でございますが、災害復旧費国庫負担金の減によりまして、前年度比5億3,596万5,000円の減、率にしまして47.7%減の5億8,845

万 7, 000 円を計上しております。

15 款の県支出金でございますが、過年度の農地農業用施設小災害復旧費補助金の皆減、全て減額となりました。このことによりまして、前年度比 5, 559 万円の減額、率にして 10.4% 減の 4 億 8, 062 万 8, 000 円を計上しております。

18 款の繰入金でございますが、基金からの繰入金では、歳入歳出の収支不足を補うための財源としまして財政調整基金の取り崩しを増額としてございます。これによりまして、前年度比で 2 億 4, 034 万円増の、率にしますと 199.9% 増の 3 億 6, 059 万 7, 000 円を計上しております。

19 款繰越金でございますが、昨年度は存置計上でございますが、今年度は 4, 000 万円の計上となっております。

21 款町債でございます。各公共施設の L E D 化の更新事業、それから次期総合防災情報システムの整備事業、それと消防署指令システム更新事業などによりまして多くの増額となっておりますが、過年災害復旧関係事業の減によりまして、前年度より 5, 710 万円減の率にしますと 15.1% 減となりますが、3 億 2, 230 万円を計上してございます。

以上が歳入となりますが、次に歳出についてご説明申し上げます。

10 ページをお願いいたします。

2 款の総務費でございます。電算業務費、それから人件費が大きく伸びてございまして、前年度比 3 億 6, 152 万 9, 000 円の増、率にして 57.1% の増の 9 億 9, 460 万円を計上しております。

続いて民生費になりますが、地域福祉計画、新たな計画の策定や防犯防災対策費の増、それから災害関係の救助費の減であったり、福祉医療費の減に伴いまして、前年度より 1, 095 万 2, 000 円の減、率にして 0.7% の減の 15 億 9, 839 万 8, 000 円を計上しております。

4 款の衛生費でございますが、予防接種費、それから保険事業費、それと清掃総務費の大きな増となっておりまして、前年度比 6, 185 万円の増、率にしますと 15.4% の増で 4 億 6, 459 万円を計上しております。

次、6 款の農林水産業費でございますが、団体営土地改良事業、それと担い手・農地総合対策推進事業、それと森林環境譲与税事業などが増えており、前年度より 5, 437 万 2, 000 円増の、率にしますと 17.0% 増の 3 億 7, 447 万 1, 000 円を

計上しております。

7款商工費であります、朝市振興費、そして各施設のLED化の工事の増などによりまして、前年度より919万8,000円増の率にして5.1%の増となって、1億9,030万9,000円を計上しております。

8款の土木費でございますが、急傾斜地崩壊対策の事業、地方道路整備事業、立地適正化計画策定業務のいろんなところの大きな増となり、前年度比4,747万3,000円増の、率にして10.4%の増となる5億526万円を計上しております。

9款の消防費でございますが、消防署指令システムの更新が主な増の要因になりますが、前年比の1億2,586万7,000円の増、率にしまして45.3%増の4億383万円を計上しております。

10款教育費でございますが、学校支援スタッフ配置事業、それから町民センター前のロータリー補装工事などによりまして増えております。前年度比1,713万9,000円増、率にして3.2%増の5億6,040万7,000円を計上しております。

11款の災害復旧費、過年度災害復旧事業の農地農業用施設の皆減、全て減額となり、前年度比較では9億4,380万3,000円の減、率にしまして87.7%減の1億3,198万5,000円を計上しております。

12款の公債費につきましては、償還元金は増となってございます。これによりまして、前年度比では1,675万7,000円の増、率にしまして2.9%増の6億121万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、主な予算について歳入からご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。1款1項の町民税でございますが、1目個人は、前年度の所得の実績を見込みまして、前年度比309万2,000円の減の2億2,930万8,000円を計上しております。

続きまして16ページでございます。

1款3項の軽自動車税であります。総登録台数、それから新規登録台数は共に増加しております、昨年比較で見ますと164万6,000円増額の3,394万1,000円を計上させていただいております。

18ページをお願いします。

1款4項の市町村たばこ税でありますが、昨年度実績によりまして、昨年比較では1,092万8,000円減の4,890万4,000円を計上しております。

続いて22ページから40ページの揮発油譲与税から地方特例交付金まで、22ページから40ページまでのところでございますが、6年度の交付実績に基づき計上させていただいております。詳細説明は省略します。

続きまして42ページをお開きください。

10款1項の地方交付税でございます。先ほども申し上げましたけれども、29億円を計上させていただいております。

46ページから49ページまでは、12款の関係部分、分担金、負担金の関係になりますけれども、土地改良事業の分担金、老人施設への入所者の負担金、下水道事業会計からの洪水ハザードマップ作成事業の負担金などが計上されております。

50ページをお願いします。

13款1項の使用料でございますが、住宅使用料が大きく減となってございます。使用料全体としましては229万4,000円、前年度より少なく、2,726万4,000円を計上してございます。

続いて54ページから59ページをお願いしますが、ここは14款の国庫支出金となります。各事業に対する国の負担金、補助金などを計上してございますが、国庫支出金全体では、先ほどもご説明しましたが、5億8,845万7,000円となりますが、主に増減となっているもののみご説明しますが、過年災害復旧事業関係が6億7,178万円減額、それとデジタル基盤改革の支援補助金が逆に今年度6,080万ほど増えておりましますし、児童手当負担金も1,948万8,000円ほど増額となってございます。詳細の説明を割愛させていただきます。

続いて県の支出金になりますが、60ページから67ページをお願いします。

これについても各事業に対する県の負担金であったり、補助金でございますが、県の支出金全体額については、冒頭申し上げましたとおり4億8,062万8,000円となります。主な増減について、これもご説明しますが、やはり過年災害復旧事業関係が6,655万円の減額、それと災害救助費関係についても3,873万円減ということで、災害関係だけで県補助金が1億円ほど減となってございますが、担い手・農地総合対策推進事業費補助金などが約4,000万円ほどの増額となってございます。

続きまして68ページから71ページ、16款の財産収入となります。16款の財産収入では、素材売払収入の減額などによりまして前年度より58万円ほど減となってございます。

続いて 72 ページにあります 17 款の寄附金でございますが、前年度と比較しまして 1,000 万円減の 2,000 万 1,000 円を計上してございます。

続いて 74 ページから 77 ページの 18 款の繰入金についてでございますが、繰入金のうちの財政調整基金に関しては、この基金の取り崩しによる基金の繰入などによりまして、総額で 2 億 4,034 万円の増、繰入金の総額になりますが、3 億 6,059 万 7,000 円を計上させていただいております。

続いて 80 ページから 91 ページをお願いいたします。

20 款の諸収入でございます。これについては、全体で 93 万 9,000 円の減となつております。

歳入の最後となります、92 ページをお願いいたします。

21 款の町債でございます。各公共施設の L E D 化更新事業の起債ということで総額で 3,850 万円、それと次期総合防災情報システムの整備事業債に 1,110 万円、それから消防の指令システム更新事業債として 9,860 万円などがございますが、今回、臨時財政対策債は皆減、今年度はこの起債はなし、それから令和 5 年度の大雨災害に係する過年災害復旧事業債が減額となりまして、トータルでは昨年度より 5,710 万円減の 3 億 2,230 万円を計上させていただいております。

歳入の説明は以上となります。

続いて歳出についてのご説明を申し上げますが、歳出全般にわたります職員人件費については、現員現給による予算計上としておりますので個別の説明は省略させていただきます。

なお、一般職の職員人件費につきましては、予算書の 281 ページの上段にあります一般職の（1）総括にありますとおり、総額では、人件費の総額では前年度より 4,487 万 3,000 円増の 9 億 5,697 万 7,000 円を計上させていただいております。

それでは、歳出における新規事業など主なものについてご説明をさせていただきたいと思ひます。

94 ページをお願いします。

1 款 1 項の議会費でございます。0002 の議会活動費は、岡山県、そして東京都方面への議員視察研修を含む経費などでございまして、昨年度より 362 万 8,000 円増の 856 万 3,000 円を計上しております。

続きまして98ページをお願いいたします。

2款1項1目的一般管理費0004の電算業務費でございますが、全国的なシステムの標準化に伴うシステム改修経費、それから国が整備するガバメントクラウドの利用料を含む経費など、前年度と比べますと1億3,311万2,000円の増の2億1,355万1,000円を計上しております。

続きまして104ページをお願いします。

104ページの2款1項5目財産管理費の0001の財産管理費でございますが、旧大川小学校の樹木の剪定・伐採、そして杉沢地区生活改善センターの解体の工事費の経費など、昨年度より1,942万2,000円の増の2,283万4,000円を計上しております。

続いて108ページをお願いします。

0003地域公共交通対策事業でございますが、乗合いタクシー事業については、この2月から本町部まで利用者が拡大したこと、それから新たに運行委託事業者に対する利用促進補助金を計上したことなどによりまして、前年度比689万4,000円増の3,120万5,000円を計上しております。次の0004の地域おこし協力隊活動事業でございますが、JICAの研修生を受け入れての地域おこし協力隊インターにに関する経費など、昨年度より614万円増の1,094万円を計上しております。

続いて112ページをお願いします。

112ページの2款1項10目自治振興費0002の町功労者（式典）でございますが、来年度、町制施行70周年の年を迎えます。町功労者式典の開催方法も含め現在対応について検討中であり、存置計上とさせていただいております。

続いて118ページをお願いします。

118ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費の0001でございます。マイナンバーカードの5年の更新を迎えます。この更新者に対する会計年度任用職員の配置、それからまた振り仮名の法改正に伴う通知書作成の業務委託に係る経費などによりまして、昨年度より698万4,000円の増の1,107万6,000円を計上しております。

続きまして126ページをお願いします。

2款5項2目、126ページの2款5項2目の指定統計調査費の0001の細目でございますが、その下の0098の職員人件費と合わせましてですが、5年に1回行われ

ます国勢調査に要する経費でございまして、合わせて 530 万 8,000 円を計上させていただいております。

続きまして 134 ページ、134 ページをお願いします。

3 款 1 項 2 目の老人福祉費の 0002 の敬老事業でございます。敬老福祉の集いでの寿状の交付を廃止、また、新たに 90 歳になられる方への長寿祝い品を新たに贈呈することなどによりまして、前年度より 105 万 9,000 円増の 270 万 9,000 円を計上させていただいております。次の 0004 の長寿祝金の事業でございますが、先ほど寿条例の改正でもご説明しましたが、90 歳の方への祝い金の支給をやめ、敬老福祉の集いでの長寿祝い品の贈呈に切り替えたということなどによりまして、前年度比 178 万円減の 117 万 7,000 円を計上しております。

続いて 138 ページをお願いします。

138 ページの 3 款 1 項 4 目 防犯防災対策費の 0001 の細目でございますが、防災マップの更新、それから役場前の交差点への防犯カメラの設置、そして県の総合防災情報システムの更新に要する費用など、昨年より 1,935 万 5,000 円増の 2,859 万 8,000 円を計上しております。

続きまして 144 ページをお願いします。

144 ページの 3 款 2 項 2 目 児童措置費の 0001 の細目でございますが、子どもの数の見込みなどによる施設型給付費の増、それからもりやまこども園に対する特別支援保育事業補助金の制度の拡充などによりまして、昨年度より 1,072 万 1,000 円の増の 2 億 1,194 万 1,000 円を計上しております。0002 の児童手当支給費でございますが、この児童手当につきましては令和 6 年の 10 月から高校生世代まで対象が拡充されております。この制度改正もございまして、前年度比で 1,008 万 1,000 円増の 8,482 万 5,000 円を計上してございます。

続いて 156 ページの 4 款 1 項 1 目、156 ページの 4 款 1 項 1 目の保健衛生総務費の 0004 の予防接種費でございますが、今回、帯状疱疹の任意接種に加えまして、新たに 65 歳以上については定期接種としたこと、そしてまた 65 歳以上の新型コロナウイルス感染症予防接種を追加したことなどによりまして、昨年よりは 1,118 万円増の 4,364 万 9,000 円を計上しております。

続きまして 160 ページをお願いします。

160 ページの 4 款 1 項 2 目 環境衛生費の 0003 空家対策推進事業でございますが

空家、危険空家でございますが、この解体撤去費の補助金を拡充するなど、昨年に比較し448万5,000円を増額し、645万6,000円を計上しております。

続いて166ページをお願いします。

166ページの4款3項1目の清掃総務費0001の清掃総務費でございますが、八郎湖周辺クリーンセンターの大規模な修繕が出ておりまます。これに伴い、八郎湖周辺清掃事務組合への負担金の増額などによりまして、昨年度比で2,925万7,000円増の1億1,760万円を計上しております。

続きまして176ページをお願いします。

176ページの6款1項5目農地費の0001の農地費一般でございますが、大川稗田尻地区と潟端地区の団体営農業水路等長寿命化事業の負担金などで368万1,000円を計上してございます。それと0003のため池等整備事業については、真崎堰地区の水路改修の増などによりまして、581万円、昨年より増の758万9,000円の負担金などを計上してございます。

続いて178ページをお願いします。

0006の団体営土地改良事業でございますが、町下地区の団体営農業水路等長寿命化事業などでございまして、2,273万円、昨年より増えまして3,273万円を計上しております。それから、6款1項6目の経営所得安定対策事業の0002の細目でございますが、農地中間管理事業による集積・集約化活動を行う各団体に対しましての協力金でございますが、前年度比で見ますと3,850万8,000円増の4,011万3,000円を計上しております。

続いて184ページ、184ページの6款2項2目の林業振興費の0006の細目をお願いします。譲与税関係になりますが、捨て切りの間伐委託事業、それから航空レーザーにより得たデータをもとに森林資源を解析する業務、それから林業従事者の育成を図るためのチェーンソーの講習会受講補助金などを合わせて4,407万5,000円を計上してございます。

続きまして186ページの6款2項4目の林道建設費でございますが、その中の0002の林道補修事業でございます。譲与税の基金を活用した事業ということで、森山猿田沢線などの補修工事に係る経費などを2,010万6,000円を計上しております。

続いて188ページの6款2項6目の森山森林公園の管理費0001の細目でございますが、新たに冬期間用の森林資料館駐車場の仮設トイレ、4か月分でございますが、

この借上料、それから森林資料館に登っていきます四渡園のところの通路が崩壊してございまして、その改修工事など合わせまして1,466万7,000円を計上させていただいております。

続いて196ページをお願いします。

196ページの7款1項3目の観光費でございまして、0004のきやどっこまつりでございます。今回、盆踊り関係経費を分離しまして、その分については10款の生涯学習課関係経費に予算計上したことによりまして、45万円の減となりまして155万円を計上させていただいております。次の7款1項4目の市場の施設費でございます。0001の朝市振興費でございますが、集落支援員制度を活用しまして「朝市活性化支援員」1名を配置し、全国朝市サミット開催や朝市出店者を支援する補助金を含む経費など、合わせまして742万6,000円を計上させていただいております。

続きまして196ページから201ページにわたりますけれども、7款1項5目の観光施設の管理経費でございます。その中で0001の赤倉山荘から0007の清流の森までの、この中における指定管理料につきましては、物価高騰、それから人件費の高騰などによりまして、この影響を加味しまして指定管理料に関しましては増額を計上しております。赤倉山荘など5つの施設についての委託料について、合わせまして総額で200万円の増額となる予算を計上させていただいております。5施設分での200万円の増でございます。

続きまして206ページをお願いします。

8款2項3目の道路新設改良の0001の地方道路整備事業の交付金事業でございますが、5,345万5,000円増の1億1,628万2,000円を計上しております。主な事業となりますのが、恋地大橋の橋梁補修詳細設計の業務委託、それから五城目外環状線の舗装改良、そして寺庭橋の橋梁の補修などを計画しております。

続いて208ページをお願いします。

0002の単独道路整備事業でございますが、合わせまして1,502万6,000円を計上しておりますが、主な事業としましては、蓬内台公民館線の道路改良、それと樋口下樋口線の道路舗装改良などを計画しております。

続いて212ページをお願いいたします。

8款4項1目の都市計画総務費の0001の都市計画総務費の一般でございますが、立地適正化計画の策定、それと合わせて行います都市計画基礎調査の業務に係る経費な

ど、前年度より 1, 748万5, 000円の増となる 1, 795万円を計上してございます。それから 8款4項6目の公共下水道費の 0001 の下水道事業費でございますが、令和5年度以来取り組んでございます下水道事業会計への内水浸水対策業務に係る伐採業務であったり、内水ハザードマップ分の負担金など、昨年度より 135万円の減となりますが、1億7, 433万9, 000円を計上しております。

続きまして 220 ページをお願いします。

9款1項1目の 0002 の車輌管理費でございますが、緊急消防援助隊の出動時の燃料費を含む経費など、前年度比 7万2, 000円増の 347万3, 000円を計上しております。同じく 0003 の施設管理費でございますが、消防庁舎内の修繕、それから指令台の情報システム更新事業、それと薬師山の基地局の雷害、雷の関係でございますが、その修理工事など、前年度比 1億200万6, 000円増の 1億1, 693万8, 000円を計上しております。

続いて 222 ページをお願いします。

9款1項3目消防施設費でございますが、0001 の細目にあっては、県の工事に伴う長面防火水槽の撤去工事業務などを含めまして、合わせて 227万8, 000円を計上しております。

続いて 268 ページまで飛びますが、268 ページの 11款1項1目の農地農業用施設災害復旧費の 0001 の細目をお願いいたします。268 ページの 11款1項1目の 0001 の細目でございますが、令和5年度の大雨災害で堆積しました農地等の土砂除去に係る捨て場として農事組合法人山ゆりにより協力していただいておりまして、消防署向かいの土地になりますが、用地借用の補償費を含む経費など、合わせまして 1, 530万6, 000円を計上しております。

続いて 270 ページにあります 11款2項1目の公共土木施設災害復旧費の 0002 の細目でございますが、廣徳寺橋災害復旧事業の完成後に行います仮設施設の撤去などに係る経費として、1, 548万7, 000円を計上しております。

続いて 272 ページでございますが、12款1項の公債費でございます。元金は増額となり、5億7, 479万6, 000円、利子については若干の減ではございますが、2, 641万7, 000円を計上しております。

私からの説明は以上となります。教育委員会関係の予算につきましては、先ほどと同様、教育長がご説明を申し上げます。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願

い申し上げます。

○議長（石川交三君）　畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君）　私から教育委員会関係の一般会計予算の主な内容についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

4 8 ページをお願いします。

1 2 款 2 項 1 目 民生費負担金 2 節 児童福祉費負担金 0 2 学童保育クラブ費 1 4 7 万円 及び 0 3 学習支援クラブ費 5 4 万 6, 0 0 0 円は、学童保育「すずむしクラブ」及び学習支援「わかすぎくらぶ」の利用料であります。

5 0 ページをお願いします。

1 3 款 1 項 6 目 教育使用料 1 節 社会教育使用料 1 0 8 万 4, 0 0 0 円は、山村開発センターと杉沢交流センター友愛館の使用料として、2 節 保健体育使用料 4 3 5 万 6, 0 0 0 円は、圈民体育館と屋内温水プールの使用料として計上したものであります。

5 6 ページをお願いします。

1 4 款 2 項 6 目 教育費国庫補助金 1 節 小中学校費補助金 5 1 万 7, 0 0 0 円及び 2 節 社会教育費補助金 3 4 8 万 6, 0 0 0 円は、特別支援児童生徒に対する学用品や給食費などに対する補助金及び「すずむしクラブ」の運営費に対する交付金であります。

6 2 ページをお願いします。

1 5 款 2 項 2 目 民生費県補助金 2 節 児童福祉費補助金 0 3 放課後児童健全育成事業費補助金 3 4 8 万 6, 0 0 0 円は、「すずむしクラブ」の運営費に対する県補助金であります。

6 4 ページをお願いします。

同じく 7 目 教育費県補助金 1 8 5 万円は、学校支援活動や放課後子ども教室「わらしべ塾」の運営費、地域ぐるみの学校安全対策整備推進事業「スクールガードリーダー」及び学校支援スタッフ配置事業に対する県補助金であります。

6 6 ページをお願いします。

1 5 款 3 項 7 目 教育費委託金 1 節 教育費委託金 2 万 8, 0 0 0 円は、幼稚園や文化財の認可に対する権限移譲推進交付金であります。

7 6 ページをお願いします。

1 8 款 2 項 9 目 1 節 学校給食費無償化基金繰入金 2, 3 7 6 万 9, 0 0 0 円は、学校

給食費無償化事業に充てる基金繰入金であります。

8 6 ページをお願いします。

2 0 款 4 項 4 目 教育費貸付金元利収入 1 節 育英資金回収金 5 4 万円は、育英資金の貸付に係る回収金であります。

9 0 ページをお願いします。

2 0 款 6 項 5 目 納付金 3 節 日本スポーツ振興センター保護者負担金 1 5 万 5, 0 0 0 円及び 6 節 社会教育事業納付金 6 6 6 万円は、児童生徒の怪我や事故に対する保険の保護者負担金及び温水プールで開催する各種水泳教室の指導料であります。同じく 6 目 雜入 1 節 雜入生涯学習課分 1 1 万 9, 0 0 0 円は、各施設に設置してある自動販売機の電気使用料が主なものです。

9 2 ページをお願いします。

2 1 款 1 項 8 目 教育債 1 節 社会教育債 1 8 0 万円は、大川地区公民館体育館の L E D 化に伴い地区公民館照明器具更新事業債を活用するものであります。

続きまして歳出について主なものを申し上げます。

2 1 4 ページをお願いします。

8 款 4 項 5 目 公園管理費 0 0 0 1 雀館運動公園管理費 1, 3 4 6 万円は、雀館運動公園の維持管理に係る経常的経費で、会計年度任用職員の報酬及び光熱水費、保守管理委託料が主なものです。

2 2 4 ページをお願いします。

1 0 款 1 項 1 目 教育委員会費 0 0 0 1 教育委員会費一般 1 1 9 万円は、教育委員会の運営に係る経常的経費で、委員報酬が主なものであります。同じく 2 目 事務局費 0 0 0 1 学校用事務費 5 3 0 万円は、小・中学校における消耗品費であります。0 0 0 2 事務局用事務費 5 1 3 万円は、不登校児童生徒相談員などの謝礼金、小・中学校の廃棄物処理委託料及び負担金等の経費が主なものです。

2 2 6 ページをお願いします。

0 0 0 3 車輌管理費 1, 0 9 5 万 7, 0 0 0 円は、研修バス「すずむし号」の運行委託料が主なものです。

2 2 8 ページをお願いします。

0 0 0 4 放課後児童健全育成事業 1, 4 0 9 万 6, 0 0 0 円は、学童保育「すずむしクラブ」の運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬と総合管理業務委託料が主

なものです。0005児童生徒学校生活サポート事業2, 407万2, 000円は、支援が必要な児童生徒などに対し学校生活をサポートする経費で、会計年度任用職員の報酬が主なものです。0007放課後児童学習支援事業446万円は、学習支援「わかすぎくらぶ」の運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬が主なものであります。

230ページをお願いします。

0010学校支援スタッフ配置事業140万8, 000円は、子どもたちの多様な学びを支える指導体制の充実を図るための経費で、会計年度任用職員の報酬が主なものであります。こちらは、国・県の補助事業となっております。

232ページをお願いします。

同じく3目教育助成費0003育英資金貸付607万3, 000円は、高校生・大学生・大学院生を対象とした教育資金貸付に係る経費であります。同じく4目外国青年招致事業費0001外国青年招致事業費512万1, 000円は、ALTの就業に係る経費であります。

234ページをお願いします。

10款2項1目小学校管理費0001管理費一般5, 508万3, 000円は、小学校の管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬、光熱水費、建物総合保守管理業務委託料が主なものです。

236ページをお願いします。

同じく2目小学校教育振興費0001教育振興一般2, 813万1, 000円は、小学校の教育振興に係る経常的経費で、スクールバス等の運行委託料が主なものであります。0003コンピュータ導入事業927万4, 000円は、小学校の情報教育を充実させるための経常的経費で、事務機器借上料及びフィルタリングソフトなどのライセンス使用料が主なものです。

238ページをお願いします。

10款3項1目中学校管理費0001管理費一般4, 122万9, 000円は、中学校の学校管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬及び光熱水費、建物総合保守管理業務委託料が主なものです。また、照明設備のLED化のための費用として、物品借上料193万6, 000円を計上しております。

240ページをお願いします。

0002学校施設整備事業123万2,000円は、中学校の男子更衣室と校務員室のエアコン修繕に係る工事費であります。同じく2目中学校教育振興費0001教育振興一般1,457万2,000円は、中学校の教育振興に係る経常的経費で、スクールバス等の運行委託料が主なものであります。0003コンピュータ導入事業813万5,000円は、中学校の情報教育を充実させるための経常的経費で、事務機器借上料及びフィルタリングソフトなどのライセンス使用料が主なものであります。

242ページをお願いします。

10款4項1目社会教育総務費0001総務費一般398万9,000円は、社会教育全般に係る経常的経費及び各種団体への補助金が主なものです。ふるさと愛郷基金の繰入金を活用して「みんなの学校」運営委託料を計上しております。0002生涯学習推進事業17万4,000円は、生涯学習奨励員活動に対する経費であります。0003二十歳のつどい42万9,000円は、二十歳のつどい開催に係る経費が主なものです。

244ページをお願いします。

0004文化財保護対策事業35万円は、文化財保護審議会開催に係る経費や文化財保護全般に係る経費を計上しております。0005学校支援活動事業37万3,000円は、ボランティアによる学校支援活動に係る経費で、コーディネーターへの謝礼金が主なものです。0006放課後子ども教室推進事業118万3,000円は、「わらしべ塾」開催に係る経費で、講師等への謝礼金が主なものです。

246ページをお願いします。

0007伝統文化こども教室事業17万円は、子ども天翔太鼓教室開催に係る経費を計上したものであります。0008郷土芸能事業69万4,000円は、番楽競演会と番楽教室の開催に係る経費であります。テント横幕の費用として備品購入費を計上しております。0009教育留学事業61万2,000円は、県外の小・中学生を対象に、地域の特性を活かした五城目型教育留学へ係る経費で、コーディネーターへの謝礼金、ウェブコンテンツ更新業務委託料、補助金が主なものです。同じく2目社会教育施設管理運営費0001中央公民館107万4,000円は、公民館運営審議会の開催に係る経費をはじめ、中央公民館活動に係る経常的経費が主なものであります。

なお、今年度より単独事業となる盆踊り大会の補助金を計上しております。

248ページをお願いします。

0002山村開発センター2, 661万3, 000円は、会計年度任用職員の報酬及び施設の光熱水費、保守管理委託料等、施設管理に係る経常的経費が主なものです。LED化に伴う電気設備改修工事や町民センター前の舗装工事等のための工事請負費785万4, 000円を計上しております。0003馬川地区公民館から0008内川地区公民館までは、各地区公民館の施設管理運営委託料及び活動費補助金が主なものです。森山地区公民館については誘導灯設備修繕料、大川地区公民館については体育館LED化工事に伴う工事請負費、内川地区公民館については高圧機器撤去に伴う作業委託料及び低圧電力移行のための工事請負費を計上しております。

252ページをお願いします。

0009北部地区コミュニティ施設16万3, 000円は、新おせど会館の運営に係る経常的経費が主なものであります。0010文化の館416万4, 000円は、文化の館の運営に係る経常的経費が主なものであります。

254ページをお願いします。

0011花いっぱい推進事業174万2, 000円は、町の花いっぱい運動の推進に係る経費が主なものであります。0012杉沢交流センター友愛館640万2, 000円は、杉沢交流センター友愛館の会計年度任用職員の報酬、施設管理運営に必要な経常的経費で会計年度任用職員の報酬及び光熱水費、修繕料が主なものであります。

○議長（石川交三君） 教育長ちょっとお待ちください。ちょっと中断してください。

ここで会議時間を延長いたします。

すいませんでした、続行してください。

○教育長（畠澤政信君） それでは続けていきます。256ページをお願いします。

0013五城目地区公民館47万1, 000円は、五城目地区公民館の活動に係る経費が主なものであります。0014地域図書室707万1, 000円は、会計年度任用職員の報酬及び図書購入費が主なものです。環境整備のための施設用備品購入費を計上しております。同じく3目の学級費ですが、0001高齢者学級「率浦大学」の運営に係る経費として12万8, 000円、258ページ、0002書道通信講座の運営に係る経費として9万2, 000円、0003国際理解講座では異文化交流に係る経費として13万6, 000円をそれぞれ計上しております。

260ページをお願いします。

10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般479万3, 000円は、

スポーツ推進委員活動に係る経費及び各種大会等への補助金が主なものです。

262ページをお願いします。

0002都市交流事業41万円は、姉妹都市提携を締結している千代田区とのスポーツ交流に係る経費が主なものです。0003スポーツ少年団支援事業20万円は、町のスポーツ少年団に対する活動費の補助金が主なものです。0004地域スポーツ活動推進事業83万5,000円は、各種スポーツ交流事業やスポーツ教室の運営に係る経費で、講師謝礼金が主なものです。同じく2目学校給食費0001要、準要保護児童生徒給食奨励事業253万6,000円は、要、準要保護児童生徒の学校給食費を扶助するための経常的経費であります。0002学校給食管理運営費3,121万3,000円は、小・中学校の給食管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬と消耗品費や燃料費などの需用費が主なものです。

264ページをお願いします。

17節02施設用備品購入費は、中学校の角釜立体炊飯器購入代390万4,000円を計上しております。0003学校給食費無償化事業2,377万円は、学校給食費無償化に要する補助金であります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001国民体育館951万7,000円は、会計年度任用職員の報酬及び燃料費や光熱水費、保守管理委託料等施設管理に係る経費が主なものです。0002屋内温水プール5,180万3,000円は、燃料費や光熱水費、施設管理に係る経費及びプールの運営等業務委託に係る経費が主なものです。また、1階機械室廃排気ファン交換工事と高圧機器更新工事のための工事請負費259万6,000円を計上したものです。

以上、教育委員会関係の予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。8番松浦議員

○8番（松浦真君） もう長時間になっているので、一つだけ、私のほうの委員会じゃないので、総務産業のほうのことについて一つだけ確認させてください。

97ページのところの総務課の職員管理費の総務職員と書いてるところですが、これ、事務事業の検証シートをいただきまして、それと見比べておりました。そうするとですね、昨年もこの旅費のところが職員研修と書いておりまして、47万7,000円とあります。で、その事務事業検証シートを見ているとですね、職員研修の受講率が令和4年度は59.6%、令和5年度が38.5%、そして令和6年度の見通しは28.2%

と毎年下がっています。私がここで言いたいのは、これから 12名職員を採用されますし、まあ 16名になるべきだと思いますけども、12名採用される中で、より職員の雰囲気とか、この庁舎内の職員の研修も重要だっていうことは、私以外の椎名議員とか荒川町長も議員時代におっしゃられたと思います。そういう研修の費用が 47万 7,000円しか、もし私の勘違いであればいいんです。もっとあればいいんですが、130名の職員に対して 47万 7,000円の、そして主に e ラーニングを中心とした研修費用しか積んでないということは、何か未来に対してどうなんだろうということをちょっと考えたりします。あとは、その e ラーニングや受講費用の発生しない研修を行うことを優先すると事務事業検証シートにもありますが、実際にこう、まあ場所を変えて行わないと学べない研修もあるんじゃないかということもこれは過去質疑させていただいたこともありますので、この点について、この 47万 7,000円しか本当にならないのか、それ以外にも予算があるのかどうかについても含め、細かいのは委員会でしていただきたいんですが、簡単にご説明いただきたいと思います。あと、もしよければ、町長として職員の研修の在り方、令和 7 年度に向けて町長は何かもし方針あれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 8番松浦議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、確かにこの 47万 7,000円というのが職員研修の現状の全てでございます。ただし、おっしゃるとおり年々受講率というのが下がっておりますし、その辺は何とかいろいろ、J IAM なり、J AMP なり、そういうところに受講できるように今年度は強く進めていきたいというふうに思っております。

また、自席で e ラーニングというのは、もっと手軽にやってるような感じには見受けているんですけども、それ以外のやっぱり実際に出向いて他町村の職員らと交流し合いながらやる研修もぜひ推し進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） 昨日、中村議員の一般質問にも答弁したとおりでありますけども、やはり費用をかけるところはかけて研修を受けてもらってスキルアップを図って、職員全体にそれが波及するように努めていきたいと思っております。

○議長（石川交三君） ほかに。 7番石川議員

○ 7番（石川重光君） 私のほうからは、質問というよりもお願いでございますけれども、2款1項6目企画費、ページ数にしますと108・109ページです。その中の0004地域おこし協力隊活動事業1, 094万円となっております。もう一つ、0006集落支援員活動事業625万円。いずれも内訳が業務処理等委託料と一本になっております。この内訳が分からぬので、まあ当委員会に、まあ総務産業常任委員会のほうに付託になる案件かと思いますけれども、その委員会までに資料を提出していただければと思います。で、内容は、今の話した2つの事業の節ごとの、恐らく節ごと、まあ予算の積み上げでこの金額になったと思いますけれども、節ごとの予算を7年度当初と6年度当初の2つを比較した形での表を提出してもらえばなというふうにお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長（石川交三君） 柴田まちづくり課長

○まちづくり課長（柴田浩之君） 7番石川議員にお答え申し上げます。

予算の内訳につきましては、事業者より見積もりを提出していただいて、その見積もりによりまして予算を提案させていただいているのでございます。作成、節ごとにしますと、それまでその資料をまた職員が手で分けた上でご提出という形になりますので、少々お時間をいただきたいと思いますが、よろしい・・・はい、思います。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

5番中村議員

○ 5番（中村司君） 教育民生のほうに関係することだと思うんですが、先ほどの予算のほうで134ページ、あと議案のこれ13号とも関係してくることなんですが、敬老事業のほうで長寿祝い金とのこの兼ね合いなんですが、90歳、今まで90歳の方にはお金をしてあつたんですね、お祝い金やつたっていうことですよね。で、今回は物にするということですね。で、100歳の方については、要するに10年以上住んでる方に10万円やると。で、その、もう一回その何でそういうふうにするのかということを一応確認したくてですね、説明をお願いしたいと思います。

で、もう一つ合わせて、広報のほうに90歳なれば写真で、町長と一緒に写真載りますよね。どこどこ町内と。じゃ、それはあとなくなるということなのか。それ合わせて

聞きたいと思います。

○議長（石川交三君）　館岡健康福祉課長

○健康福祉課長（館岡裕美君）　中村議員にお答えいたします。

寿条例、条例改正に伴いまして、長寿祝い金については90歳のお祝い金を廃止ということに関しましては、高齢化が進んでいるということで、事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルトの中のスクラップということになるかと思いますが、まず事業の見直しの一環として、90歳の祝い金は見直ししたいなということあります。そのかわりに、福祉のつどいの時に90歳の方にお祝い品を、まあ1万円相当ということでお祝い品を考えておりまして、今のところ、町長、副町長とも相談をしておるところでございます。という形です。

○議長（石川交三君）　5番中村議員

○5番（中村司君）　ということは、写真の、広報に載せる90歳のあの写真は、あとなくなるということでしょうか。ですか。

○議長（石川交三君）　館岡健康福祉課長

○健康福祉課長（館岡裕美君）　おっしゃるとおり、90歳の方についてはお祝いという形がなくなりますので、写真、広報の写真の掲載もなくなるということでございます。

○議長（石川交三君）　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議案第26号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第27号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君）　予算書の287ページをお願いいたします。

議案第27号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計予算の提案理由をご説明申し上げます。

第1条にありますように、令和7年度国民健康保険特別会計の当初予算につきましては、歳入歳出総額をそれぞれ11億7,400万円としております。昨年比較で見ますと1,850万2,000円の減、率にして1.6%減の内容となってございます。

主な予算内容についてご説明します。

291ページの明細書をご覧いただきたいと思います。

主なものについて、前年度予算と比較してご説明申し上げます。

1款の国民健康保険税につきましてですが、現行の税率をもとにして積算しまして、昨年予算と比較し1,850万2,000円減の1億4,643万9,000円を計上してございます。

飛びまして6款の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金などを見込みまして、昨年度と比較し143万1,000円減の9,204万4,000円を計上しております。

なお、財政調整基金の取り崩しに関しては、存置計上とさせていただいております。当初予算においては。

続いて歳出の主なものをご説明申し上げます。

292ページをお願いいたします。

2款の保険給付費でございますが、過去の医療費や被保険者数をもとに推計しまして、昨年と比較し7万8,000円増の9億1,451万1,000円を計上しております。

それから、3款の国民健康保険事業費納付金でございますが、これも令和6年度の納付実績などに基づきまして2億4,393万4,000円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第27号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第28号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の359ページをお願いします。

議案第28号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

第1条にありますように、令和7年度後期高齢者医療特別会計の当初予算は、歳入歳出総額それぞれ1億6,036万5,000円としております。昨年度と比較し124万6,000円の増、率にして0.8%の増となっております。

次に、363ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書によりますが、はじめに歳入の主なものについてご説明します。

第1款の保険料については、現行の料率をもとに積算しまして、トータルで昨年より237万9,000円増の1億487万3,000円を計上してございます。

3款繰入金については、基盤安定の繰入などでございますが、昨年の予算と比較し111万9,000円の減としまして5,501万9,000円を計上してございます。

次、364ページをお願いいたします。

歳出の主なものをご説明します。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、昨年度より114万5,000円の増の1億5,879万円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第28号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第29号、令和7年度五城目町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の395ページをお願いいたします。

議案第29号、令和7年度五城目町介護保険特別会計予算の提案理由をご説明申し上げます。

第1条にありますとおり、令和7年度介護保険特別会計の当初予算でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算総額をそれぞれ19億6,291万1,000円としております。前年度比4,553万5,000円の増、率にして2.4%の増となっております。

介護サービス事業勘定の歳入歳出の予算の総額でございますが、それぞれ526万5,000円としております。これについては、昨年より12万2,000円の増、率にして、これも2.4%の増となっております。

続きまして403ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりまして、保険事業勘定における歳入の主なものからご説明をさせていただきます。

1款の保険料でございますが、現行の第9期の介護保険事業に基づく料率をもとに積算しておりますと、昨年度と比較しますと3,648万1,000円の減の2億9,065万7,000円を計上しております。

3款の国庫支出金は、介護給付費の負担金であったり、調整交付金などでございまして、トータルで5億2,016万8,000円を計上しております。

飛びますが、8款の繰入金でございます。介護給付費準備基金の繰入などでございまして、昨年と比較し5,832万5,000円の増の3億5,198万1,000円を計上しております。

続いて歳出の主な内容をご説明申し上げますが、404ページをお願いいたします。

2款の保険給付費でございますが、前年度実績をもとに算出しまして、昨年度より3,200万円増の18億7,645万3,000円を計上しております。

4款の基金の積み立てについては、存置計上としております。

次に、介護サービス事業勘定について主な予算内容について説明しますが、493ページ、飛びますが493ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。493ページのその明細書について歳入よりご説明しますが、第1款につきましては、介護予防サービス計画費の収入ということで

526万2,000円。

あとそれから、歳出が次のページの494ページになりますが、1款の諸支出金として、保険事業勘定繰り出しとしましてトータルの526万5,000円を計上してございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第29号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第30号、令和7年度五城目町障害認定事業特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の507ページをお願いいたします。

議案第30号、令和7年度五城目町障害認定事業特別会計予算の提案理由をご説明申し上げます。

第1条にありますとおり、令和7年度障害認定事業特別会計の当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ413万7,000円としております。昨年度比較で15万1,000円の増、率にして3.8%の増となってございます。

次に、主な予算内容についてご説明申し上げますが、はじめに歳入についてでございます。

514ページをお願いいたします。

1款1項1目でございますが、障害認定事業負担金でございます。本町を除く構成3町村（八郎潟町・井川町・大潟村）からの負担金として236万円を計上してございます。

続いて516ページをお願いします。

2款1項1目的一般会計繰入金でございますが、本町分の負担分として145万6,000円を計上しております。

次に歳出となります、524ページをお願いします。

524ページの1款1項1目的一般管理費の0001の細目でございますが、事務費としまして273万4,000円を計上しております。

あと続いて526ページでございますが、2款1項1目の認定審査会費の0001の細目でございます。委員報酬など137万3,000円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第30号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第31号、令和7年度五城目町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の531ページをお願いいたします。

議案第31号、令和7年度五城目町水道事業会計予算、提案理由及び予算内容についてご説明を申し上げます。

はじめに、第3条、収益的収入及び支出でございますけれども、収入の第1款事業収益に2億214万4,000円、支出、第1款事業費用に2億5,808万1,000円を計上しております。

続きまして532ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入に1億1,930万5,000円、支出、第1款の資本的支出に1億9,586万円を計上し、収支不足額7,655万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金などを補填するものとしております。

次に、第5条、企業債でございますけれども、配水設備改良事業及び浄水設備更新事業について、起債の限度額を9, 340万円としております。

次に、主な事業についてご説明を申し上げます。

534ページをお願いいたします。

収益的支出における1款1項1目の原水及び浄水費の目の部分でございますけれども、浄水場及び杉沢浄水場などの各種設備の修繕費に618万6, 000円を計上しております。同じく3目の業務及び総係費においては、水道料金改定を見据えた審議会委員の報酬、そして旅費に関する経費67万5, 000円、料金改定に向けた審議会運営、そして資料作成支援業務に関する経費401万5, 000円を計上しております。

続いて535ページをお願いします。

下の表になりますけれども、資本的支出における1款1項配水施設改良費においては、黒土地区と石崎地区の配水管の布設工事費などを合わせまして2, 995万3, 000円を計上しております。同じく2目の営業設備費においては、給水車購入費2, 545万4, 000円を計上しております。

続きまして536ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございますけれども、上段の1、当年度純損失は6, 328万9, 000円を見込み、下段のVI、資金期末残高は3億4, 290万6, 000円となる見込みで計上させていただいております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第31号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第32号、令和7年度五城目町下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の 551 ページをお願いいたします。

議案第 32 号、令和 7 年度五城目町下水道事業会計予算、提案理由及び予算内容をご説明申し上げます。

はじめに、第 3 条、収益的収入及び支出でございますけれども、収入の第 1 款事業収益に 2 億 8,149 万 9,000 円、支出、第 1 款事業費用に 2 億 7,553 万円を計上しております。

次に、552 ページをお願いします。

第 4 条、資本的収入及び支出でありますけれども、収入、第 1 款資本的収入に 1 億 8,659 万 8,000 円、支出、第 1 款資本的支出に 2 億 6,537 万 3,000 円を計上し、収支不足額 7,877 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金などを補填するものとしております。

次に、第 5 条、企業債でございますが、流域下水道整備事業債、それとフラップゲートを整備する公共下水道整備事業債、あとは資本費平準化債について、起債の限度額を総額で 1 億 6,600 万円としております。

次に、第 6 条の一時借入金でございますが、借入れの最高額を 1 億円として定めています。

次に、主な事業についてご説明します。

554 ページをお願いいたします。

下の表になりますが、収益的支出において、1 款 1 項 1 目管渠費に、中川原の樋門改修に係る樹木の伐採業務に関係する経費 50 万 6,000 円、それから下水道の各ポンプ場の修繕に関する経費 454 万 3,000 円を計上しております。同じく 3 目の総係費には、下水道使用料改定を見据えた審議会委員の報酬などの経費 9 万円、それから内水浸水対策や使用料改定に向けた審議会運営、それから資料作成支援業務に関する経費 396 万 6,000 円を計上しております。

続いて 555 ページをお願いします。

555 ページの下の表の資本的支出でございますが、1 款 1 項 2 目流域下水道建設費負担金が 621 万 1,000 円、同じく 3 目の雨水管渠建設改良費に、中川原・東磯ノ目の樋門改修、フラップゲートの設置でございますが、この関係経費 6,000 万円を計上しております。

続きまして 556 ページをお願いします。

キャッシュ・フローの計算書でございますけれども、上段の当年度純利益でございますが、674万5,000円を見込み、下段のVIの資金期末残高は1億2,466万6,000円となる見込みとしております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第32号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおりに所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

明日は各常任委員会の開催であります。よろしくお願ひいたします。長時間、大変ご苦労様でした。

---

午後 5時36分 散会